

袋井市

第1次障害者計画  
第1期障害福祉計画

平成19年3月

袋井市



# 目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格・位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	3
5 基本理念	4
6 基本目標	5
第2章 障害のある人を取り巻く現状	7
1 人口構造	7
2 身体障害のある人の状況	10
3 知的障害のある人の状況	12
4 精神障害のある人の状況	14
5 障害のある子どもの就学状況	16
6 支援費制度等における障害福祉サービスの状況	19
第3章 基本計画	23
基本計画	23
施策の体系	24
1 共生する地域づくり（啓発・広報）	27
(1) 啓発や広報の推進	27
(2) 地域福祉の推進	29
(3) 福祉教育等の推進	31
(4) 交流機会の拡大	32
2 地域での自立した生活を支援する体制づくり（生活支援）	33
(1) 総合的な自立支援体制の構築	33
(2) 発達障害のある人への支援	37
(3) 精神保健福祉施策の推進	39
(4) 難病施策の推進	40
3 健康で安心できる環境づくり（保健・医療）	42
(1) 健康づくりへ支援体制の充実	42
(2) 医療支援の充実	44

4	みんながやりたいことができる基盤づくり（療育・教育・育成、情報・コミュニケーション、雇用・就労）	45
	（1）早期療育支援・教育体制の充実	45
	（2）雇用・就労の充実	47
	（3）情報提供体制の充実	49
	（4）スポーツ・レクリエーションの推進	51
	（5）文化・芸術の振興	53
5	すべての人にやさしいまちづくり（生活環境）	54
	（1）生活環境の整備	54
	（2）住環境の整備	56
	（3）防災・防犯対策の充実	57
第4章 障害福祉サービスの実施目標（障害福祉計画）		59
1	計画の基本的な考え方（障害福祉計画が目指すもの）	59
2	事業の体系	60
3	平成23年度の目標値	64
4	障害福祉サービスの見込量	66
5	地域生活支援事業実施に関する事項	71
第5章 計画の推進体制		75
1	計画を推進するための各々の役割	75
2	計画の進行管理と評価	76
3	関連機関・団体との連携	79
資料編		81
資料1	袋井市障害福祉推進のための実態調査（抜粋）	81
資料2	袋井市障害者計画・障害福祉計画策定経過	92
資料3	袋井市障害者計画推進協議会委員名簿	93
資料4	袋井市障害者計画推進協議会要綱	94
資料5	用語解説	96

## 1 計画策定の趣旨

袋井市は、平成 17 年 4 月 1 日に旧袋井市と旧浅羽町が合併して新たに誕生しました。旧袋井市では「日本一健康文化都市ふくろい」を旧浅羽町では「心からの福祉のまちづくり」を基本理念に障害者計画を策定し、地域の特性に応じた障害者施策を行ってきました。

静岡県では、平成 9 年 3 月策定の「ふじのくに障害者プラン～ふれあいの 21 世紀をめざして」に引き続いて平成 15 年に「ふじのくに障害者プラン 21・ゆめへのチャレンジ～共に暮らそうふじのくに」(計画期間平成 15 年度～平成 19 年度)を新たに策定し、前計画の基本理念「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」を継承しつつ、障害のある人が自分で決定し、実現できるよう能力を高める「エンパワメント」の考え方を取り入れ、その人らしい自立生活の支援を実現する基本理念を掲げました。

国では平成 5 年に「国連・障害者の十年」を総括した「障害者対策に関する新長期計画」を策定し、“全員参加の社会づくり”を目指すとともに、法律もこれまでの心身障害者対策基本法が「障害者基本法」として改正され、平成 12 年には社会福祉事業法等関係 8 法による社会福祉法が制定されたことにより平成 15 年 4 月から、身体障害のある人・知的障害のある人・障害のある子どもの福祉サービスについて、行政がサービス提供事業者やサービス内容を決定していた措置制度から、自己選択・自己決定を基本とする支援制度に転換されました。また、精神保健福祉の分野でも平成 11 年の精神保健福祉法の改正、平成 14 年には居宅介護事業や短期入所事業が地域生活支援事業として、市町村が中心となって推進することとなりました。こうした制度改革の流れを受けて、障害のある人が地域生活と自立した生活が送れることを目的に身体・知的・精神といった障害の種別にかかわらず共通の障害福祉制度により支援する「障害者自立支援法」が平成 18 年 4 月に施行されました。

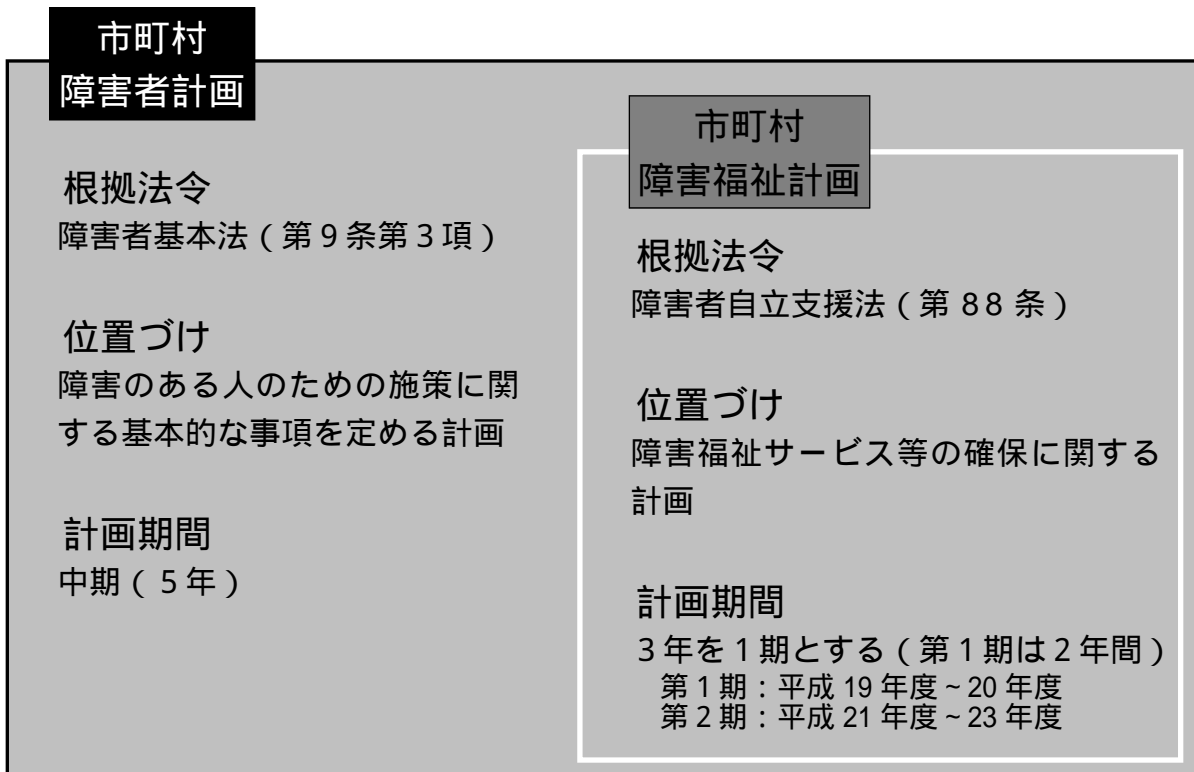
今後は、旧市町で策定した障害者計画との整合性、継続性を踏まえたうえで、従来のサービス体系の見直しや、利用手続き、基準の明確化・透明化、またサービス利用についての費用負担の導入等、新たな課題やニーズに応じた施策を推進していく必要があります。

## 2 計画の性格・位置づけ

この計画は、障害者基本法第 9 条第 3 項に定める「障害者計画」と障害者自立支援法第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」です。

この計画は、「袋井市総合計画」、「袋井市地域福祉計画」、「袋井市高齢者保健福祉計画」、「袋井市介護保険事業計画」及び「袋井市健康づくり計画」等、本市の関連計画や国の「障害者基本計画」、県の「ふじのくに障害者プラン 21」等の国や県の計画との整合性を図りつつ策定し、推進します。

## 市町村障害者計画と市町村障害福祉計画の関係



### 3 計画の期間

この計画の期間は、平成19年度（2007年度）から平成23年度（2011年度）までの5か年計画とします。

ただし、「障害福祉計画」に関する数値目標等については、平成18年10月から平成21年3月までを期間とし、その間に必要な見直しを行ったうえで、平成21年度から平成23年度までを計画期間とする第2期の障害福祉計画を平成20年度末までに作成します。

また、社会経済情勢や障害者自立支援法の施行に係る状況等を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
障害者計画		第1次（5か年）				
障害福祉計画	始期	1期		2期		

## 4 計画の策定体制

### 障害福祉推進のための実態調査の実施

障害のある人の現状を分析・整理し、計画策定に資する基礎資料として把握し、障害のある人の意見を計画に反映することを目的として実態調査を行いました。

調査対象	身体障害：身体障害者手帳所持者 知的障害：療育手帳所持者 精神障害：精神障害者保健福祉手帳所持者
調査方法	郵送配布・郵送回収による無記名式アンケート調査
調査期間	平成18年10月2日～10月25日
回収状況	

	発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
身体障害	2,100人	1,285人	1,281人	61.0%
知的障害	397人	209人	209人	52.6%
精神障害	152人	94人	94人	61.8%

### サービス提供事業者からの意見聴取

計画の策定にあたっては、サービス提供事業者から意見を聴取し、そこで寄せられた意見について計画策定審議段階で活用し、計画に反映させていきます。

なお、ヒアリング調査の概要は以下の通りとなっています。

対象団体	サービス提供事業者を対象としました。 インタビュー団体：4事業所
調査期間	平成18年9月21日～9月28日
調査方法	対面式インタビューにて実施しました。

### 障害者計画推進協議会での審議

庁内関係各課による意見調整を行うとともに、学識経験者、公募市民、当事者（団体を含む）保健福祉医療、教育及び労働等の各分野の代表で構成する袋井市障害者計画推進協議会により実質的な審議を行います。

## 5 基本理念

本計画は、障害のある人が人間としての尊厳を保ち、日常生活において、持てる能力を最大限に発揮して、その人らしく生活できることを目指す「リハビリテーション」の理念と障害のある人もない人もともに暮らし、同等に活動できる社会づくりを目指す「ノーマライゼーション」の理念と障害のある人が自分の生活を自分で選び、決定し、実現できるよう能力を高める「エンパワメント」の考え方によるその人らしい自立生活の支援を目指し、袋井市では以下を本計画の基本理念とします。

**認め合い、支え合い、自立生活できる福祉のまち**



## 6 基本目標

基本理念の実現にあたり、具体的な方向性を示すものとして、以下を基本目標とします。

### 1 社会参加の促進

障害のある人が、いきいきと地域で暮らしていくために、障害のある人への市民の理解を広めるため、福祉教育や福祉体験学習等の活動の機会を通じて、広報、啓発活動の充実に努めていく必要があります。また、手話通訳者等の障害者支援ボランティアの育成を図り、障害のある人の社会参加を一層進める必要があります。

さらに、袋井市、当事者団体、事業者、ボランティア団体、地域住民等が協働し、障害のある人も地域住民の一員としてさまざまな場面に積極的に参加、参画し、お互いの人格を尊重し、支え合うことのできる社会を目指します。

### 2 障害者の自立の促進

障害の種類により、それぞれ特徴があり、必要となる支援の方法も異なります。障害のある人が自分にあったサービスを選択できるよう、相談体制と情報提供の充実に努め、地域生活を支援するため、グループホーム等の整備により、自立した生活の場の確保に努めます。

また、重度障害者（児）医療費や精神障害者医療費の助成、補装具や日常生活用具、住宅改造費等の公的助成に努め、障害の有無に関わらず、誰もがお互いの人格や個性を尊重し安心した生活が送られる社会づくりを目指します。

### 3 ユニバーサルデザインに基づくバリアフリー化の促進

障害の有無、性別、年齢に関わらず、誰でも安全で快適な生活を送られるよう、優しいまちづくりを目指し、ユニバーサルデザインの考え方を活かした生活環境のバリアフリー化が全国的に進められており、袋井市においても公共施設や公共交通機関の整備、道路の整備等さまざまな場面の改善に取り組んでいます。しかし、まだ不十分な点も多いため、さらなるバリアフリーのまちづくりを目指します。



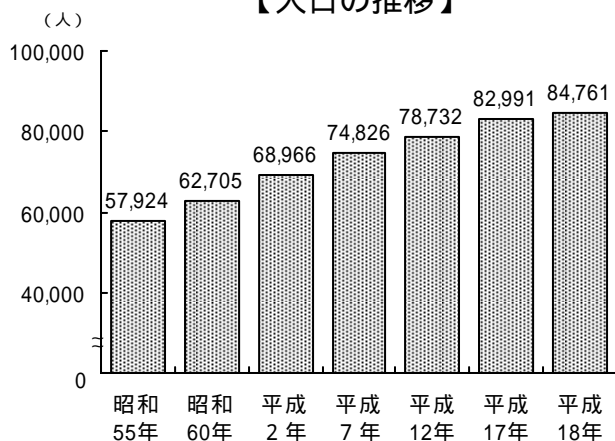
# 1 人口構造

## 【年齢別人口の推移】

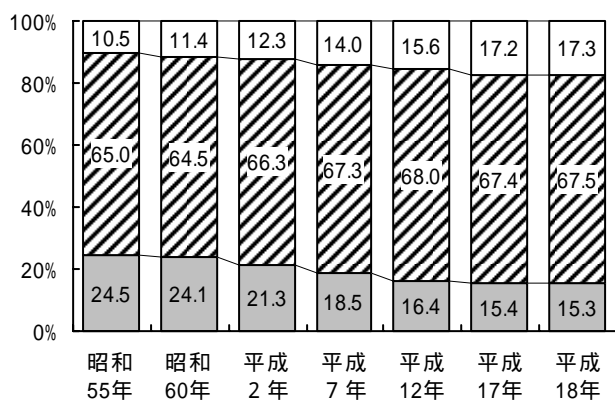
	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成18年
総人口	57,924	62,705	68,966	74,826	78,732	82,991	84,761
年少人口 (0～14歳)	14,218	15,114	14,690	13,877	12,879	12,777	12,952
生産年齢人口 (15～64歳)	37,630	40,438	45,751	50,389	53,517	55,917	57,184
高齢者人口 (65歳以上)	6,076	7,153	8,488	10,487	12,321	14,291	14,625
年齢不詳	0	0	37	73	15	6	0

資料：国勢調査。ただし平成18年は住民基本台帳及び外国人登録人口（各年10月1日）

## 【人口の推移】



## 【年齢3区分別人口構成比の推移】



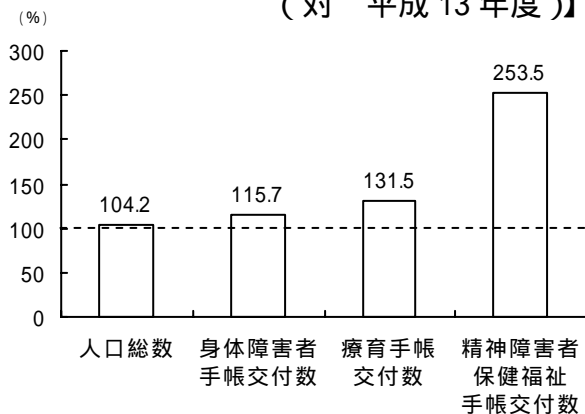
□ 年少人口 (0～14歳)    ▨ 生産年齢人口 (15～64歳)    ■ 高齢者人口 (65歳以上)

【身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付数の推移】

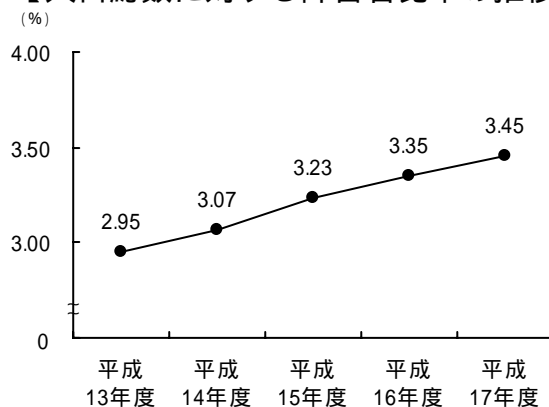
	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成13年度 との比較
人口総数(人)	80,866	81,807	82,513	83,623	84,233	104.2%
身体障害者手帳交付数(件)	2,010	2,092	2,199	2,272	2,326	115.7%
人口総数に対する比率	2.49%	2.56%	2.67%	2.72%	2.76%	-
療育手帳交付数(件)	305	336	356	385	401	131.5%
人口総数に対する比率	0.38%	0.41%	0.43%	0.46%	0.48%	-
精神障害者保健福祉手帳交付数(件)	71	81	110	141	180	253.5%
人口総数に対する比率	0.09%	0.10%	0.13%	0.17%	0.21%	-
障害者総数(人)	2,386	2,509	2,665	2,798	2,907	121.8%
人口総数に対する比率	2.95%	3.07%	3.23%	3.35%	3.45%	-

資料：しあわせ推進課（年度末現在）

【人口及び各手帳交付数伸び率  
（対平成13年度）】



【人口総数に対する障害者比率の推移】



現状

袋井市の人口総数の推移を国勢調査（平成17年以前は合併前の袋井市と浅羽町を合わせた人数）及び平成18年の数値については住民基本台帳でみると、総人口は増加を続けてきており、平成18年10月1日現在84,761人となっています。

年齢3区分別に構成比をみると、0～14歳までの年少人口、15～64歳までの生産年齢人口は平成12年以降ほぼ横ばいとなっています。65歳以上の高齢者人口は増加傾向となっています。

また、平成17年度末現在の袋井市における各手帳の交付数は、身体障害者手帳が2,326件、療育手帳が401件、精神障害者保健福祉手帳が180件となっており、障害者総数は2,907人となっています。

なお、人口総数の障害のある人の占める割合は3.45%となっており、各障害ともに増加傾向となっています。

## 課題

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付数についてみると、各手帳とも年々増加してきており、交付数の伸びは、総人口の伸び率を上回っています。特に、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付数の伸び率は大きくなっており、療育手帳については、特別支援学校等への入学や在宅福祉サービスの利用等のために、取得年齢が低くなっていると推測されます。精神障害者保健福祉手帳については、手帳を受けることへの抵抗感が少しずつ薄れてきていると思われませんが、抵抗を感じている人では手帳の取得に至らない人も多いと思われれます。そのため、各種手帳の取得により受けられる福祉サービスや制度等について周知することで、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の適切な取得を指導していくことが必要となります。

また、平成18年10月に実施した「障害福祉推進のための実態調査」のアンケート調査の結果からみても、障害のある人に対する偏見や誤った認識を持った人も少なからずあることがうかがえます。このため、障害のある人に対する正しい認識を持ち、偏見をなくしていくために、啓発活動の推進や福祉教育の充実を図っていくことが必要となります。

## 2 身体障害のある人の状況

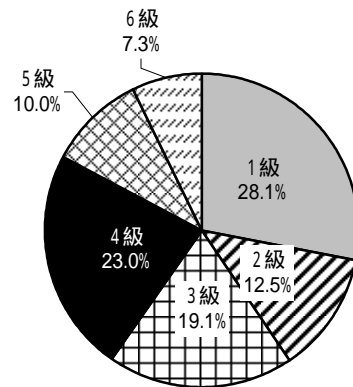
【等級別 身体障害者手帳の交付数の推移】

(人)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成13年度との比較
1級	558	576	624	650	655	117.4%
2級	273	283	284	291	290	106.2%
3級	376	396	422	437	444	118.1%
4級	426	454	477	504	535	125.6%
5級	201	208	227	229	232	115.4%
6級	176	175	165	161	170	96.6%
合計	2,010	2,092	2,199	2,272	2,326	115.7%

資料：しあわせ推進課（年度末現在）

【交付された等級(平成17年度)】



【障害の種類別 身体障害者手帳の交付数の推移】

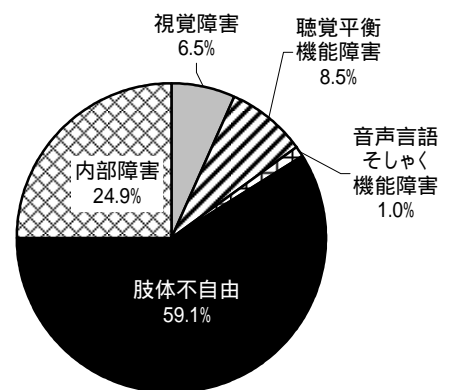
(人)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成13年度との比較
視覚障害	129	136	138	144	152	117.8%
聴覚平衡機能障害	193	188	197	198	198	102.6%
音声言語そしゃく機能障害	19	18	24	21	22	115.8%
肢体不自由	1,194	1,230	1,290	1,346	1,375	115.2%
内部障害	475	520	550	563	579	121.9%
合計	2,010	2,092	2,199	2,272	2,326	115.7%

資料：しあわせ推進課（年度末現在）

【交付された障害の種類

(平成17年度)】



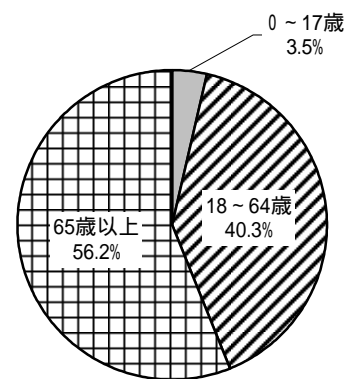
【年齢別 身体障害者手帳の交付数の推移】

(人)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成13年度との比較
0～17歳	81	80	81	86	82	101.2%
18～64歳	758	798	843	899	937	123.6%
65歳以上	1,171	1,214	1,275	1,287	1,307	111.6%
合計	2,010	2,092	2,199	2,272	2,326	115.7%

資料：しあわせ推進課（年度末現在）

【交付された年齢(平成17年度)】



## 現状

身体障害者手帳の交付数は、増加傾向にあり、平成13年度からでは15.7ポイントの増加となっています。

等級別にみると「1級」が655人と最も多く、その割合は28.1%を占めています。次いで「4級」が535人(23.0%)、「3級」が444人(19.1%)となっています。また、平成13年度と比較してみると「1級」、「4級」では100人程度増加しており、特に「4級」では25.6ポイント増となっています。

障害の種類別にみると「肢体不自由」が1,375人で最も多く、その割合は59.1%と6割ほどを占めています。以下「内部障害」が579人(24.9%)、「聴覚平衡機能障害」が198人(8.5%)と続いています。平成13年度の交付数と比較してみると、「肢体不自由」が181人、「内部障害」が104人増加しており、特に「内部障害」は21.9ポイント増となっています。

また、年齢別にみると「65歳以上」が1,307人で最も多く、その割合は56.2%と過半数を占めています。「18～64歳」が937人(40.3%)、「0～17歳」が82人(3.5%)となっています。平成13年度の交付数と比較してみると、「65歳以上」が136人増加で11.6ポイント増、「18～64歳」が179人増加で、23.6ポイント増となっています。

## 課題

障害のある人が生まれ育った地域において自立した生活を送りたいという要求は強く、今後、福祉施設で生活している人の地域移行も進められていくこととなります。

身体障害者手帳の交付数をみると、重度障害のある手帳交付者、高齢者の手帳交付者の人数も年々増加してきていることから、自らの努力だけでは自立が困難な人も増加してきているものと推測されます。また、内部障害のある人の増加は、人工透析等医学的管理が必要な内部疾患のある人の増加により、保健、医療及び福祉とのさらなる連携が求められています。

また、障害の有無を問わず、地域でともに暮らすというノーマライゼーションの考えが徐々に浸透し、公共的な施設等における障害のある人への配慮がされてきていますが、まだ、十分な状況とはいえないため、今後は、障害のある人の社会参加を一層推進するために、基礎的な環境整備を図り、公共施設はもとより市内の公共的な施設のバリアフリーやユニバーサルデザイン化を推進する必要があります。

さらに、平成15年の支援費制度の始まりにより、障害のある人が、個々にあった必要な福祉サービスを選択決定できる契約制度が導入されたことにより、利用者のニーズに応えることのできる福祉サービス提供体制の整備が一層必要となってきました。ホームヘルプサービス等の居宅支援、日中支援、移動支援及びコミュニケーション支援等の地域での自立支援を支える基礎的な福祉サービスを確保するとともに、さまざまな障害の特性に応じた支援施策の充実を図るため、在宅における自立した生活を支援するための補装具や日常生活用具の給付、住宅改修費の助成制度等の拡充により、生活の質の向上に向けた取り組みが必要となってきます。

### 3 知的障害のある人の状況

【年齢別障害の程度別 療育手帳交付数】

(人)

	総数	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
A	169	43	75	39	12
B	232	80	115	32	5
合計	401	123	190	71	17

資料：しあわせ推進課（平成18年3月末現在）

【障害の程度別 療育手帳交付数の推移】

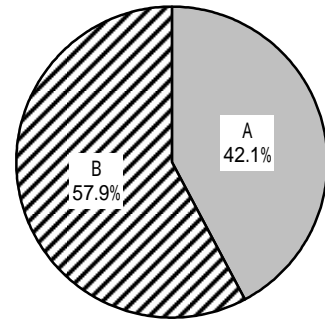
(人)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成13年度との比較
A	133	152	157	167	169	127.1%
B	172	184	199	218	232	134.9%
合計	305	336	356	385	401	131.5%

資料：しあわせ推進課（年度末現在）

【交付された障害の程度

（平成17年度）】



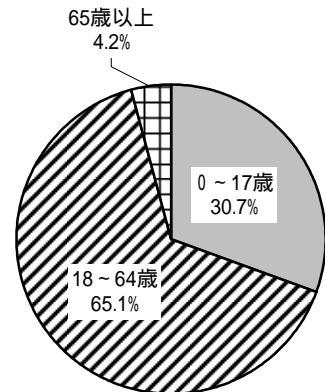
【年齢別 療育手帳交付数の推移】

(人)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成13年度との比較
0～17歳	71	83	99	115	123	173.2%
18～64歳	222	242	241	252	261	117.6%
65歳以上	12	11	16	18	17	141.7%
合計	305	336	356	385	401	131.5%

資料：しあわせ推進課（年度末現在）

【交付された年齢（平成17年度）】



現状

療育手帳の交付数は、増加傾向にあり、平成13年度からでは31.5ポイントの増加となっています。

障害の程度別にみると「A」が169人（42.1%）、「B」が232人（57.9%）となっています。また、平成13年度と比較してみると、「A」で27.1ポイント増、「B」で34.9ポイント増となっています。

年齢別にみると、「0～17歳」が123人、「18～64歳」が261人、「65歳以上」が17人となっており、「18～64歳」の占める割合が65.1%となっています。また、平成13年度と比較してみると、「0～17歳」が73.2ポイント（71人から123人）と大幅に増加しています。



## 課題

特別支援学校を卒業した生徒等が地域で暮らしていくためには、一般就労に向けた雇用先の確保や福祉的就労場所を提供するとともに、知的障害のある人の地域における自立した生活を支援するため、グループホーム、ケアホーム等居住場所の確保、地域における知的障害支援施設等の整備、日中一時支援の提供、障害児（者）地域療育等支援センターにおける療育相談や各種福祉サービスの提供を充実するとともに、障害のある人の就労支援を行う障害者就業・生活支援センターの活用等、必要な福祉サービスを利用者が自己選択・自己決定できる支援体制の整備が必要となっています。

また、障害のある人の障害特性に配慮し、福祉、保健、医療、教育、雇用等の各分野との連携を図るとともに、多様な福祉サービスを総合的に、かつ一体的に提供できるネットワーク体制の整備が必要となります。

## 4 精神障害のある人の状況

### 【年齢別等級別 精神障害者保健福祉手帳交付数】

(人)

	総数	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
1級	17	0	2	12	3
2級	111	1	41	60	9
3級	52	1	19	26	6
合計	180	2	62	98	18

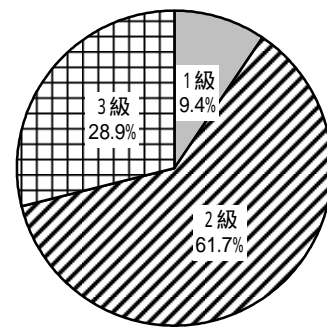
### 【等級別 精神障害者保健福祉手帳交付数の推移】

(人)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成13年度との比較
1級	13	13	18	23	17	130.8%
2級	44	51	66	86	111	252.3%
3級	14	17	26	32	52	371.4%
合計	71	81	110	141	180	253.5%

資料：しあわせ推進課（年度末現在）

### 【交付された等級(平成17年度)】



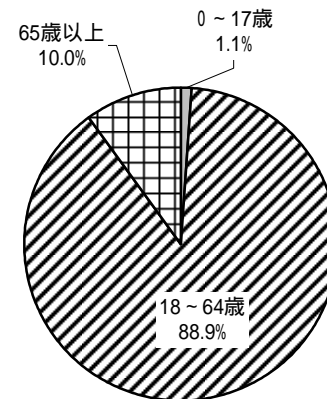
### 【年齢別 精神障害者保健福祉手帳交付数の推移】

(人)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成13年度との比較
0～17歳	0	1	1	1	2	0.0%
18～64歳	63	71	98	127	160	254.0%
65歳以上	8	9	11	13	18	225.0%
合計	71	81	110	141	180	253.5%

資料：しあわせ推進課（年度末現在）

### 【交付された年齢(平成17年度)】



### 現状

精神障害者保健福祉手帳の交付数についてみると、大幅に増加傾向となっており、平成13年度からでは153.5ポイント増となっています。

等級別にみると「1級」が17人、「2級」が111人、「3級」が52人となり、「2級」の占める割合が61.7%と最も高くなっています。また、平成13年度と比較してみると、「2級」が2.5倍（44人から111人）、「3級」が4倍（14人から52人）ほど増えています。

年齢別にみると、「0～17歳」が2人、「18～64歳」が160人、「65歳以上」が18人となっています。

## 課題

精神障害のある人に対する誤解や偏見が少なからず地域社会に存在しており、精神障害のある人が地域において自立した生活を送るためには、当事者の家族をはじめ、市民に対する精神障害についての正しい知識の啓発や地域住民と施設との交流等を通じて、精神障害についての偏見や誤解を解消していく必要があります。

また、精神障害のある人が、地域で安心して生活するための日常生活の支援をするとともに、入院中の退院可能な精神障害のある人の地域移行を進めるために、グループホーム等の生活の場の確保や相談支援をはじめとした、福祉サービス提供体制の整備が必要となります。

さらに、精神障害のある人の一般就労に向けた事業主への理解促進や職場訓練の充実を図るとともに、一般就労が難しい人への福祉的就労場所の確保が必要となります。

## 5 障害のある子どもの就学状況

### 【 養護学級の状況（小学校）】

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
設置校数（校）	9	12	12	12	12
学級数（級）	14	18	19	19	26
児童数（人）	68	69	76	82	95

資料：教育委員会 学校教育課（各年5月1日現在）

### 【 養護学級の状況（中学校）】

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
設置校数（校）	4	4	4	4	4
学級数（級）	7	10	9	8	8
生徒数（人）	34	39	37	27	29

資料：教育委員会 学校教育課（各年5月1日現在）

### 【 通級指導教室の状況（小学校）】

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
児童数（人）	34	32	37	37	33

資料：教育委員会 学校教育課（各年5月1日現在）

### 【 幼稚園における障害のある児童の在籍状況】

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
在籍児数（人）	3歳	563	578	616	570	586
	4歳	560	589	602	621	581
	5歳	533	573	582	589	621
在籍児数（人） （障害のある児童）	3歳	7	14	12	12	14
	4歳	11	8	15	10	17
	5歳	10	11	9	15	7
加配教諭数（人）		1	6	8	13	13

資料：教育委員会 学校教育課（各年5月1日現在）

## 【 特別支援学校の就学状況】

(人)

種別	学校名		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
養護	静岡県立袋井養護学校	幼稚部					
		小学部	20	23	26	30	26
		中学部	14	19	13	11	13
		高等部	32	32	33	34	36
		計	66	74	72	75	75
盲	静岡県立浜松盲学校	幼稚部	0	0	1	0	1
		小学部	0	0	0	0	0
		中学部	0	0	0	0	0
		高等部	0	0	0	0	0
		計	0	0	1	0	1
聾	静岡県立浜松聾学校	幼稚部	1	0	0	0	1
		小学部	1	0	0	3	3
		中学部	0	0	0	0	
		高等部					
		計	2	0	0	3	4

資料：各学校（各年5月1日現在）

## 現状

平成18年度における小学校の養護学級(知的・情緒)の設置状況についてみると、設置校数は12校中12校、学級数は26学級、生徒数は95人となっており、設置校数は変わらないものの、学級数、生徒数は年々増加しています。

平成18年度における中学校の養護学級(知的・情緒)の設置状況については、設置校数は4校中4校、学級数は8学級、生徒数は29人となっており、設置校数は変わらないものの、学級数、生徒数とも平成15年度をピークに減少傾向となっています。

平成18年度の小学校における通級指導教室(言語)の児童数は33人となっています。

平成18年度の幼稚園における障害のある児童の在籍状況についてみると、障害のある児童数は38人、加配教諭数は13人となっています。

特別支援学校の就学状況については、上記の表の通りとなっています。

## 課題

就学前の幼児期においては、ことばや体の成長、精神等に発達遅れのある幼児を早期に発見し、早期の療育支援を行うことが特に重要であり、1歳6か月健診や3歳児健診等の充実を図るとともに、健診後のフォロー体制の整備が大切となることから、保健、医療、福祉、教育等の一層の連携により、関係機関が一体となった支援体制の整備が必要となります。

また、療育相談をはじめとした相談支援体制の充実に努め、保育所・保育園や幼稚園への専門職員の配置とともに、親子通園、保育所・保育園や幼稚園との並行通園及び毎日通園ができる障害児通園施設の整備が必要となってきました。

さらに、保育所・保育園、幼稚園及び小・中学校等の教職員に対し、高機能自閉症、学習障害（LD）及び注意欠陥・多動性障害（ADHD）等の発達障害のある子どもへの個々の障害の状況に応じた、適切な指導方法等の研修会の実施が求められ、発達障害のある子ども（人）への正しい理解を深めるための啓発活動を推進していく必要があります。

## 6 支援費制度等における障害福祉サービスの状況

### 【 居宅介護支援費の利用実績】

(年間)

		平成15年度	平成16年度	平成17年度
身体障害	実利用者数 (人)	12	12	13
	総利用時間数 (時間)	2,611	2,869	3,494
知的障害	実利用者数 (人)	0	5	4
	総利用時間数 (時間)	0	457	449
精神障害	実利用者数 (人)	2	5	6
	総利用時間数 (時間)	55	325	506
障害のある子ども	実利用者数 (人)	1	3	4
	総利用時間数 (時間)	6	177	429

資料：しあわせ推進課

### 【 デイサービス事業の利用実績】

(年間)

		平成15年度	平成16年度	平成17年度
身体障害	実利用者数 (人)	3	3	1
	総利用日数 (日)	62	92	4
知的障害	実利用者数 (人)	0	0	0
	総利用日数 (日)	0	0	0
障害のある子ども	実利用者数 (人)	1	1	7
	総利用日数 (日)	182	204	282

資料：しあわせ推進課

### 【 短期入所（ショートステイ）事業の利用実績】

(年間)

		平成15年度	平成16年度	平成17年度
身体障害	実利用者数 (人)	3	3	0
	総利用日数 (日)	85	43	0
知的障害	実利用者数 (人)	19	19	20
	総利用日数 (日)	548	1,286	1,626
障害のある子ども	実利用者数 (人)	11	8	10
	総利用日数 (日)	75	70	26

資料：しあわせ推進課

## 【 施設サービスの利用実績】

(年間実利用者数)

		平成15年度	平成16年度	平成17年度
身体障害	入所更生施設	1	1	1
	入所療護施設	13	14	13
	通所療護施設	0	0	0
	入所授産施設	3	3	2
	通所授産施設	0	0	0
知的障害	入所更生施設	62	60	60
	通所更生施設	21	22	23
	入所授産施設	3	4	8
	通所授産施設	10	36	36
	通勤寮	4	5	4

資料：しあわせ推進課

## 【 グループホームの利用実績】

(年間実利用者数)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
知的障害	4	5	7
精神障害	2	2	0

資料：しあわせ推進課

## 現状

居宅介護支援費の1年間の利用状況についてみると、平成17年度は身体障害のある人が13人、知的障害のある人が4人、精神障害のある人が6人、障害のある子どもの利用は4人となっています。

デイサービス事業の1年間の利用状況についてみると、平成17年度の身体障害のある人の利用者は1人、障害のある子どもの利用者は7人となっています。

短期入所(ショートステイ)事業の1年間の利用状況についてみると、平成17年度では身体障害のある人が0人、知的障害のある人が20人、障害のある子どもが10人となっています。平成16年度と比較してみると、障害のある子どもでは2人増加していますが、総利用日数は減少しています。

施設サービスの1年間の利用状況についてみると、身体障害のある人では入所更生施設が1人、入所療護施設が13人、入所授産施設が2人となっており、平成16年度に比べ入所療護施設、入所授産施設において各々1人減少しています。

知的障害のある人では入所更生施設が60人、通所更生施設が23人、入所授産施設が8人、通所授産施設が36人、通勤寮が4人となっており、平成16年度に比べ通所更生施設で1人、入所授産施設で4人増加していますが、通勤寮は1人減少しています。

グループホームの1年間の利用状況についてみると、平成17年度は知的障害のある人で7人となっており、平成15年度に比べ3人増加しています。



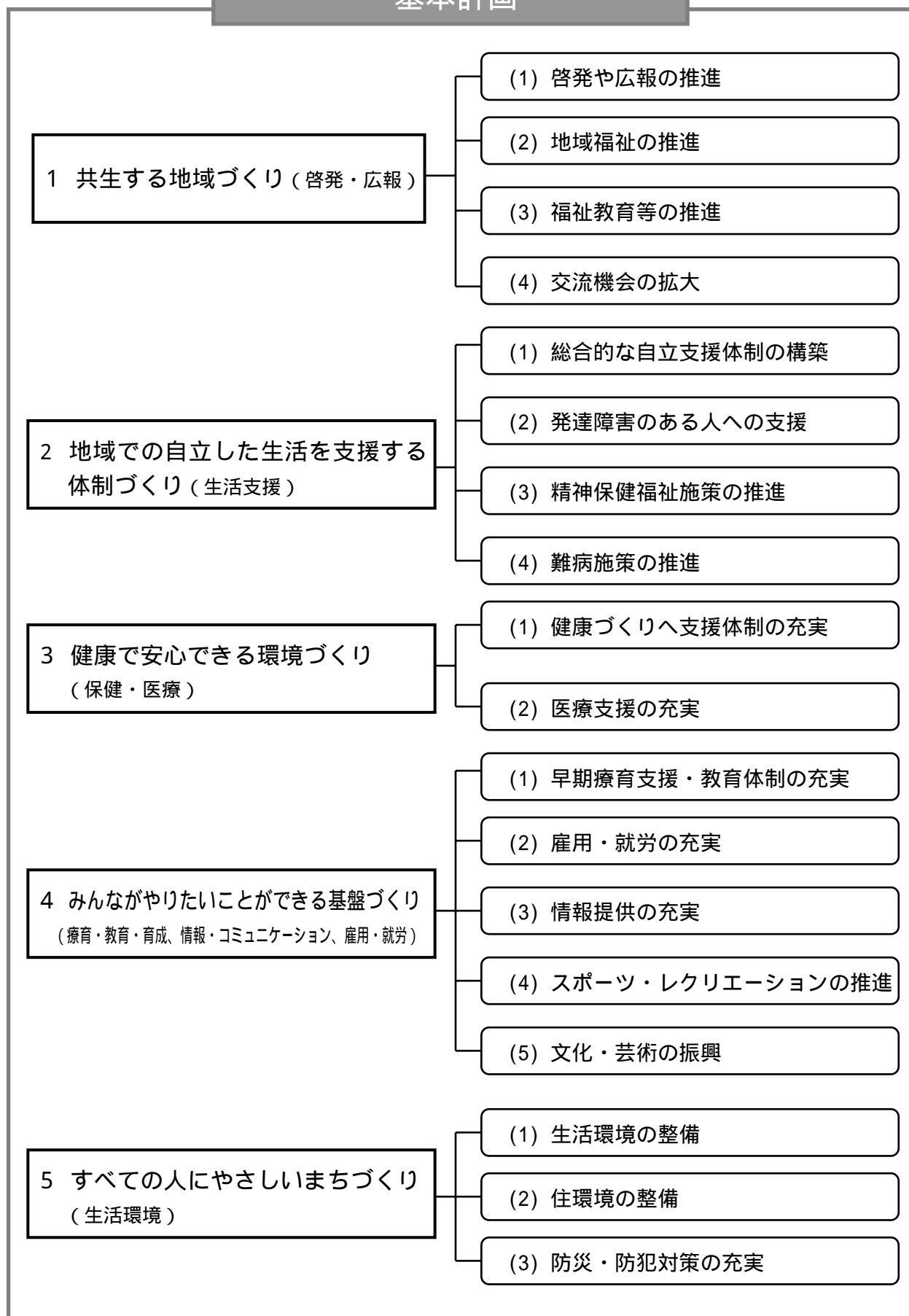
## 課題

デイサービス事業の利用実績について、身体障害、知的障害のある人及び障害のある子どもともに利用実績が少ない理由は、市内及び隣接した市町に利用できる施設が整備されていないことによるものであり、日中活動の場の確保が必要となっています。身体障害のある人の短期入所の利用実績が少ないことも同様の理由によるものであり、今後、身体障害のある人の日中活動の場を確保する必要があるため、近い将来改築の必要が見込まれる袋井市重度障害児（者）生活訓練ホーム「あゆみの家」については、身体障害のある人が利用することのできる地域活動支援センター等への施設整備を検討するとともに、障害児施設については、早期療育を推進することのできる施設整備が必要となっています。

また、精神障害のある人のグループホームの利用実績がないことも、身近な地域に入所できる施設が不足していることによるものと考えられます。精神障害のある人の地域移行を促進するための受け皿としては、グループホームが主体になると考えられるため、精神障害のある人への偏見や誤解の解消に向けた啓発活動とともに、グループホーム等の施設整備に対して支援していくことが必要となっています。



基本計画



## 施策の体系

### 1 共生する地域づくり（啓発・広報）

#### （1）啓発や広報の推進

ノーマライゼーションの理念の普及  
 広報活動の推進  
 住民ニーズの把握  
 障害者団体への加入促進  
 障害者団体等の自主事業への支援

#### （3）福祉教育等の推進

教育活動における福祉活動の充実  
 福祉教育実践校事業の推進  
 家庭における福祉教育の推進  
 ボランティア体験学習の充実

#### （2）地域福祉の推進

市職員の専門性の向上  
 ボランティア・NPOの育成・支援  
 ボランティアの登録制の導入  
 運転ボランティアの育成・支援  
 点字・手話等の講習の充実

#### （4）交流機会の拡大

小・中・高等学校と特別支援学校との交流促進  
 施設行事・地域行事における相互交流  
 交流機会の充実  
 社会福祉大会の実施

### 2 地域での自立した生活を支援する体制づくり（生活支援）

#### （1）総合的な自立支援体制の構築

身体障害のある人のための障害者支援施設の整備促進  
 知的障害のある人のための障害者支援施設の整備促進  
 精神障害のある人のための障害者支援施設の整備促進  
 心身障害者小規模授産施設への運営支援  
 障害児（者）地域療育等支援センターの活用  
 相談支援体制の整備  
 訪問相談の充実  
 相談員等の資質の向上  
 地域自立支援協議会の設置  
 ガイドヘルパー派遣事業の充実  
 運賃等助成・割引制度の利用促進  
 ケアマネジメント体制の確立  
 支給決定における公正・公平性の確保  
 地域福祉権利擁護事業の利用推進  
 低所得者対策  
 介護保険サービスのみの提供事業者の参入促進  
 ホームヘルパーの養成・育成  
 障害福祉サービスの利用体制の充実  
 専門職の人材発掘・育成

#### （2）発達障害のある人への支援

発達障害の早期発見・早期支援体制の充実  
 特別支援教育の推進  
 相談支援体制の充実  
 発達障害への理解の啓発  
 国や県への要望

#### （3）精神保健福祉施策の推進

精神保健福祉手帳取得の啓発  
 精神障害者小規模授産施設への運営支援  
 精神保健に関する普及啓発活動の推進  
 精神障害のある人の自立支援  
 カウンセリング機会の提供  
 在宅訪問指導の推進  
 相談窓口の整備

#### （4）難病施策の推進

社会復帰への支援  
 在宅福祉サービスの推進  
 在宅訪問指導の推進  
 国や県への要望

### 3 健康で安心できる環境づくり（保健・医療）

#### （1）健康づくりへ支援体制の充実

妊婦・乳幼児健康診査の充実  
妊産婦（母子）の健康指導の充実  
要観察児対象事業の充実  
健康教育の推進  
健康相談の充実  
生活習慣の改善  
健康診査・健康診査事後指導の充実  
訪問指導の充実

#### （2）医療支援の充実

自立支援医療（更生医療）費の給付  
重度障害者（児）医療費の助成  
精神障害者医療費の助成

### 4 みんながやりたいことができる基盤づくり（療育・教育・育成、情報・コミュニケーション、雇用・就労）

#### （1）早期療育支援・教育体制の充実

早期療育相談の実施  
療育支援ネットワーク連絡会の開催  
早期療育施設の整備  
保育所（園）・幼稚園への障害児対応保育士等の配置  
障害のある児童・生徒への適切な教育の実施  
教育相談体制の充実  
就学前児童の専門調査の充実  
多様な教育の場の提供  
小・中学校への養護学級等支援員の配置  
放課後児童クラブへの障害のある児童の受け入れ推進  
児童デイサービス事業の実施  
障害のある子どもの親同士の交流会の開催

#### （2）雇用・就労の充実

雇用・就労の推進  
障害者就業・生活支援センターの活用  
市役所の雇用機会の充実  
障害者団体等への業務委託  
障害者雇用に関する啓発  
ジョブコーチの活用推進  
地域障害者職業センターの活用推進  
就労体験機会の拡大  
福祉的就労場所の確保

#### （3）情報提供の充実

障害福祉サービス等の情報提供の充実  
視覚障害のある人に対する情報提供の拡大  
聴覚障害のある人に対する情報提供の拡大  
手話通訳者の設置  
公的機関の窓口の整備

#### （4）スポーツ・レクリエーションの推進

障害者スポーツ教室の充実  
障害者スポーツ大会への参加促進  
地域行事・運動会等への参加促進  
ふれあい広場等を通じた交流促進  
スポーツ施設利用料の減免  
レクリエーション・インストラクター  
（コーディネーター）の育成  
スポーツ指導員の障害のある人への理解  
スポーツ介助ボランティアの育成

#### （5）文化・芸術の振興

障害者文化展の充実  
文化芸術サークル等の支援  
文化芸術等への積極的に参加できる体制づくり

## 5 すべての人にやさしいまちづくり（生活環境）

## (1) 生活環境の整備

公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン導入の推進  
JR袋井駅のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン導入の推進  
公園のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン導入の推進  
歩道のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン導入の推進  
寝台・車椅子タクシー導入の支援  
路線バス、自主運行バス(「フーちゃん号」  
「メローバス」)のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン導入の推進

## (2) 住環境の整備

障害者用住宅改造・改修費助成及び改良相談  
市営住宅のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン導入の推進  
グループホーム、ケアホームの整備・促進  
施設入所方針の整備

## (3) 防災・防犯対策の充実

見守りネットワークづくり  
情報伝達体制の整備  
レスキューナウへの登録推進  
緊急通報システムの充実  
障害のある人の防災訓練への参加促進  
福祉避難所の整備  
緊急時の要援護者2次避難体制の整備  
福祉ボランティアとの連携強化  
県の災害時要支援者のガイドラインとの調整  
防災・防犯意識の高揚

## 1 共生する地域づくり（啓発・広報）

### （1）啓発や広報の推進

#### 現状・課題

障害の有無を問わず、いきいきと地域で暮らしていくためには、地域住民すべてが人権尊重の意識を持ち、障害のある人に対する理解を深めることが大切になってきます。

袋井市においても各種機会を通じてノーマライゼーションを啓発してきましたが、「障害福祉推進のための実態調査」のアンケート調査の結果からみても障害のある人への理解については、身体障害のある人で20%、知的障害のある人で27%、精神障害のある人で38%の人が「理解がない」と感じています。また、暮らしやすくなるための要望としても「障害のある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」は障害を問わず上位にあげられており、少なからず障害のある人に対する誤解や偏見があることがうかがわれます。

障害に対する偏見をなくしていくためには、広報紙、講演会等の啓発活動に加え、各種行事やイベント等のさまざまな啓発事業の充実が必要とされます。

#### 施策

##### ノーマライゼーションの理念の普及

市民一人ひとりが障害のある人を取りまく問題を自らの問題として認識し、あらゆる人権が尊重される地域づくりを目指し、行動することが求められています。このため、障害のある人に対する理解を深める福祉教育を推進するとともに、市民を対象とした福祉講演会の開催等により、啓発活動を推進していきます。

##### 広報活動の推進

広報ふくろいや福祉ガイドブック等により、ノーマライゼーションの理念の普及を図り、障害や障害のある人への理解を深めるための計画的な広報・啓発活動を推進します。

##### 住民ニーズの把握

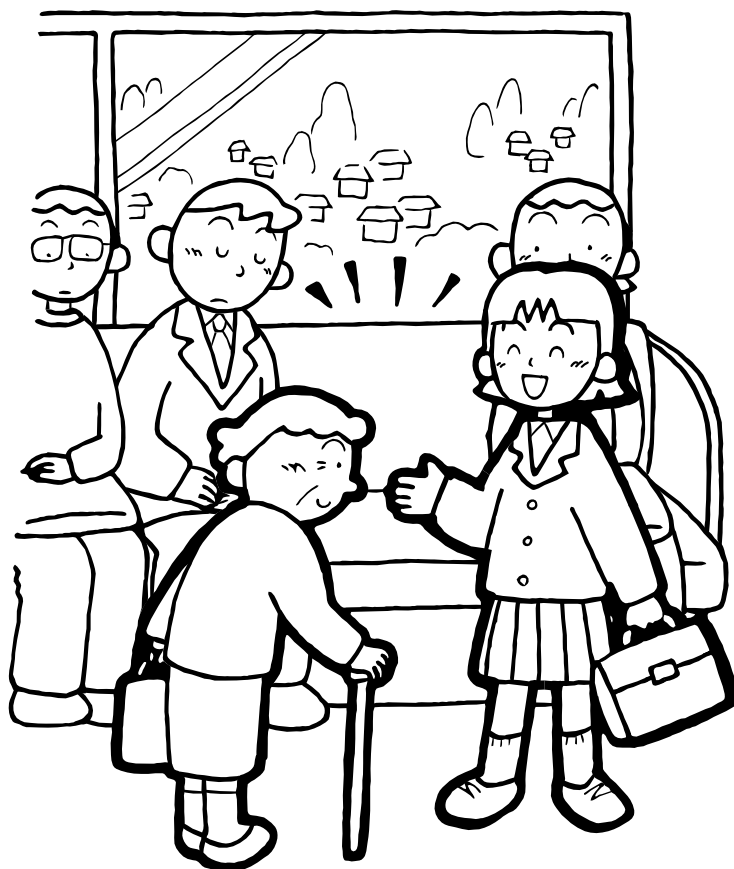
障害者団体、ボランティア団体及び行政が常に連携を図り、刻々と変化する住民のニーズを的確に把握し、福祉施策の充実を図ります。

##### 障害者団体への加入促進

障害者手帳の交付時や広報紙等を利用して、障害者団体の活動を広く周知し、障害のある人の社会参加の機会を広げ、住みやすいまちづくりに貢献する障害者団体への加入を促進します。

## 障害者団体等の自主事業への支援

障害者団体が主催する講演会やレクリエーション事業等の自主的活動を支援し、障害者団体の活性化を図ります。





## (2) 地域福祉の推進

### 現状・課題

障害のある人が地域で安心した生活を送るためには、公的な福祉サービスの充実はもちろんのこと、生活の拠点である身近な地域で助け合い、その人らしい充実した生活を安心して送れるような地域社会を基盤とした地域福祉の推進が必要です。

ボランティア団体はもちろんのこと、地域住民等による福祉活動は障害のある人にとって、日常生活や社会参加等への大きな役割を担っています。

そのためには、地域住民が福祉について理解できるよう、情報提供等を行っていくとともに地域住民のボランティアに対する意識の向上、ボランティア団体等との連携を強化し、支援団体等が円滑に活動できるような環境整備が求められます。

### 施策

#### 市職員の専門性の向上

障害のある人への理解を深め、「認め合い、支え合い、自立生活できる福祉のまち」の実現に向け、教育訓練等を通じて市職員全体の意識の向上に努め、障害関連業務に携わる市職員については、適切な業務が推進できるよう、専門性の向上を図ります。

#### ボランティア・NPOの育成・支援

ボランティアを育成するため、各種のボランティア養成講座を充実するとともに、ボランティアやNPOの活動に関する情報提供、相談、調整を行います。

福祉施設等での体験学習を通して、子どもたちの思いやりと心を育てるため、ボランティア活動への参加を促進するとともに、ボランティア活動の充実を図ります。また、障害のある子どもを支えるボランティア養成講座を開催し、障害のある人への理解を図ります。

今後、社会福祉協議会と一層協力し、ボランティア活動の活性化を図るとともに、活動資材（機材、設備）等の充実を図ります。

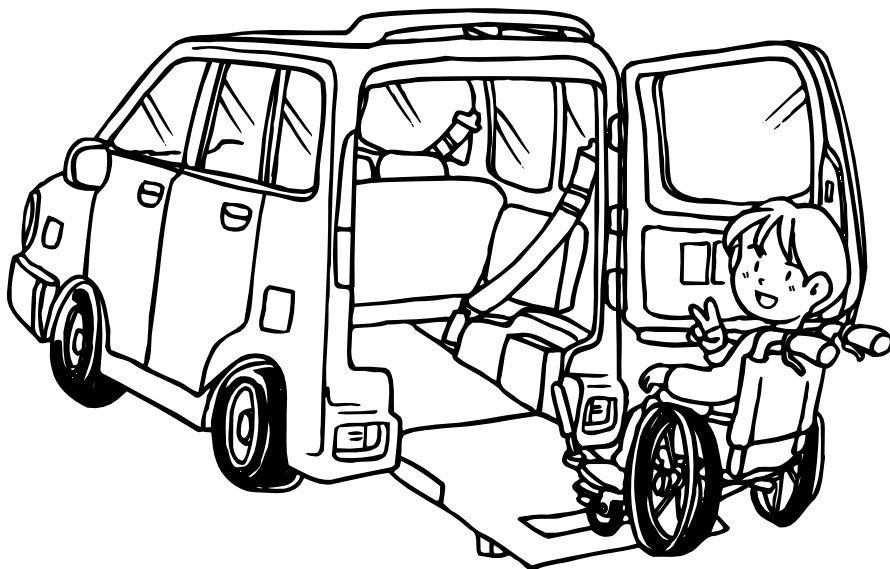
#### ボランティアの登録制の導入

ボランティアの加入の促進と障害に応じた対応ができるよう、社会福祉協議会と協力してボランティア登録制の導入を推進します。

#### 運転ボランティアの育成・支援

車椅子対応の福祉車両を運行するボランティアの養成講座を開催し、運転ボランティアとして活動できる支援者の増員と組織化に努め、歩行が困難な人の移動支援と社会参加を促進します。

点字・手話等の講習の充実  
社会福祉協議会と協力して、点訳や手話、要約筆記等奉仕員の各種講習会の充実を図ります。



### (3) 福祉教育等の推進

#### 現状・課題

障害のある人がその地域で自立し、安心した生活を送るためには、障害のある人とない人がお互いに尊重し合い、差別のない地域社会の実現が重要となりますが、まだ、現実には障害のある人に対する偏見や誤解がみられます。

今後は、障害に対する偏見をなくすために、人権・福祉学習の充実、交流活動や体験学習、ボランティア活動等の充実を図り、子どものころから障害のある人に対する正しい理解と認識を深めてもらうことが必要となります。

#### 施策

##### 教育活動における福祉活動の充実

障害のある人たちへの差別や偏見をなくすために、障害のない児童と障害者福祉施設等との交流や学校の授業の中で視覚または聴覚に障害のある人を講師として招き、直接障害のある人と接する授業の機会を設ける等、総合的な学習の時間や道德・特別活動等、教育活動における福祉教育の充実を図ります。

##### 福祉教育実践校事業の推進

社会福祉協議会と協力して、福祉教育を推進し、地域福祉活動を行う福祉教育実践校事業を推進し、ボランティア活動を通して児童・生徒の福祉意識の高揚を図ります。

##### 家庭における福祉教育の推進

障害のある人への理解と共感の気持ちを養うために、家庭における福祉教育を推進し、学校教育と連動した教育を目指します。

##### ボランティア体験学習の充実

障害のある人とのふれあいを大切にされたボランティア活動等の体験学習を通して、個性や多様性を認め合う教育を推進します。

## (4) 交流機会の拡大

### 現状・課題

これまで「社会福祉大会」や「ふれあい広場」、「ふれあい夢市場」等の開催により、障害のある人と障害のない人の交流機会の場としてきました。

アンケート調査の結果から、地域の活動をしている人は身体障害のある人で47%、知的障害のある人で56%と半数程度の方が何らかの活動をしています。一方、地域活動に参加しようとした場合に妨げになるものとして身体障害のある人では「健康や体力に自信がない」、知的障害のある人では「いっしょに活動する友人・仲間がいない」ことや「気軽に参加できる活動が少ない」ことを理由としてあげています。

また、個人情報の制限があり、障害のある人同士の交流も難しくなっています。今後、障害のある人が地域での生活を充実するためには、さまざまな交流機会の充実に努めていく必要があります。

### 施策

#### 小・中・高等学校と特別支援学校との交流促進

障害のある児童・生徒に対する正しい理解と認識を深めるため、特別支援学校と地域の小・中・高等学校の児童・生徒との交流を促進します。

#### 施設行事・地域行事における相互交流

福祉施設の行事への住民参加や地域行事への施設入所者の参加を通して、相互交流を図り、施設や障害のある人への理解を深めるよう努めます。

#### 交流機会の充実

「社会福祉大会」、「ふれあい広場」、「ふれあい夢市場」等の開催・運営にあたっては、障害のある人、ない人による共同のプログラムづくり等内容の充実に努めます。

#### 社会福祉大会の実施

社会福祉の貢献者に対し、その功績をたたえ、社会福祉活動への意欲を高揚していただけるよう努めます。

## 2 地域での自立した生活を支援する体制づくり（生活支援）

### （1）総合的な自立支援体制の構築

#### 現状・課題

障害のある人とその家族が安心して生活を送るために、障害の種別や程度、生活状況に応じて、経済支援や福祉サービスの充実を図っていく必要があります。そのためには、地域生活の中で自立した生活が送られるよう、適切な保健福祉サービスの提供が求められています。

アンケート調査の結果からみると、利用したことのある福祉サービスは知的障害のある人で「更生施設」と8割を占めている他は、大半のサービスで1割以下となっています。また、今後充実してほしい情報として「福祉サービスの具体的内容や利用方法等に関する情報」を望む声が高いことから、福祉サービスの利用促進のため障害のある人に対するサービス内容の周知が望まれています。

障害のある人が、自分の住み慣れた地域で自立能力を高め、その地域の中で生活できるように、在宅福祉サービスの充実が求められています。

#### 施策

##### 身体障害のある人のための障害者支援施設の整備促進

身体障害のある人の自立促進や生活の改善、身体機能の維持向上を目指す身体障害のある人の日中活動の場として、地域活動支援センター等の整備を推進するとともに、介護サービス事業者等との相互利用について事業者と協議します。

##### 知的障害のある人のための障害者支援施設の整備促進

知的障害のある人が、日常生活における良い習慣を身につけ、社会生活への適応性を求め、自立した生活を営むことができるよう、生活指導や作業指導を行う日中活動の場として、福祉的就労の場等の確保に努めます。

##### 精神障害のある人のための障害者支援施設の整備促進

精神障害のある人が社会生活への適応性を高め、個々の状態にあった社会復帰を支援するため、地域活動支援センター等の整備により、福祉的就労の場の確保に努めます。

また、就労移行・就労継続支援施設等の整備を支援し、精神障害のある人個々の能力に応じた職業的訓練の場を提供して地域社会への適応を促します。

#### 心身障害者小規模授産施設への運営支援

身体障害や知的障害のある人の就労支援、日常生活の相談や地域との交流活動を行う小規模授産施設の運営を支援するとともに、障害者自立支援法による新体系への施設移行について支援を行い、障害のある人の自立と社会参加を促進します。

#### 障害児(者)地域療育等支援センターの活用

障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう、各種福祉サービスの案内や利用調整を行う中東遠障害児(者)地域療育等支援センターの周知と利用促進を図ります。

#### 相談支援体制の整備

地域生活支援事業の円滑な推進を図るとともに、障害のある人、障害のある子ども、障害のある子どもの保護者、または介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や援助を行うことにより、障害のある人の自立した日常生活の支援を図ります。

入院患者の退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるように総合的に支援します。

また、先進地からのスーパーバイザーの派遣、ピアサポートの推進を行い、専門家によるアドバイス等を実施します。

#### 訪問相談の充実

在宅で生活する障害のある人の不安を解消するため、保健師等による定期的な訪問活動の充実により、健康相談、日常生活への指導を推進します。

#### 相談員等の資質の向上

身体や知的、精神障害のある人への身近できめ細かい相談指導を行うため、地域に密着した相談支援体制を充実します。また、身体障害者相談員や知的障害者相談員、民生委員・児童委員等に対して、福祉サービスの具体的な内容や利用方法等に関する研修を行うとともに、必要な情報を提供し、相談員等の資質の向上に努めます。

#### 地域自立支援協議会の設置

相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、指定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、教育、保健、福祉、医療及び雇用等の代表者からなる地域自立支援協議会を設置します。

#### ガイドヘルパー派遣事業の充実

重度の視覚障害のある人の社会参加を促進するため、視覚障害者ガイドヘルパー養成講座を開催し、ガイドヘルパーの増員を図るとともに、通院や外出を地域でサポートする視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業を充実します。

#### 運賃等助成・割引制度の利用促進

障害のある人の社会参加や通院、外出に対する支援制度であるタクシー料金の助成、身体障害者自動車改造費助成、旅客鉄道運賃・有料道路通行料金・バス運賃等の割引制度について解説したパンフレットを作成し、身体障害者手帳取得者等へ配布することで制度の周知と利用促進に努めます。

#### ケアマネジメント体制の確立

障害のある人の地域における自立を支えるため、地域の人的資源や社会資源を最大限活用し、相談支援業務の中核的な役割を果たすケアマネージャーの専門性を高めるとともに、その必要な人員の確保を図ることにより、ケアマネジメント体制の確立を目指します。

#### 支給決定における公正・公平性の確保

障害福祉サービス及び地域生活支援事業の支給決定にあたっては、支給決定のプロセスの透明化を図り、サービスの支給を決定する過程における公正・公平性の確保に努めます。

#### 地域福祉権利擁護事業の利用推進

障害等で十分な判断能力のない人を擁護し、自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用契約の支援や日常的な金銭管理、書類管理等を行う地域福祉権利擁護事業の周知を図り、法律面や生活面の支援を行う成年後見制度の周知及びその利用を促進します。

#### 低所得者対策

障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービスを利用した場合、個人負担金については、原則1割負担となっていますが、利用者負担が重くなりすぎないように制度の推移を見極めながら、低所得者に対する利用者負担の軽減施策に取り組みます。

#### 介護保険サービスのみの提供事業者の参入促進

精神障害や重度障害のある人に対するサービス実施主体は現状少ないため、介護保険サービスのみの提供事業者の障害福祉分野への参入促進を積極的に働きかけ、サービス提供体制の拡充に努めます。

#### ホームヘルパーの養成・育成

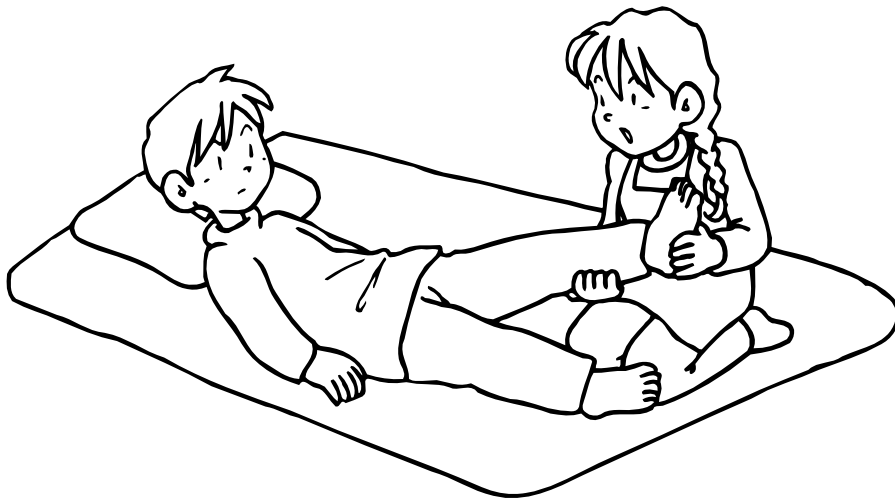
ホームヘルパーに対する講座・講習等への受講を奨励し、より質の高いサービスが提供できるように働きかけます。

### 障害福祉サービスの利用体制の充実

利用者のニーズを把握して、サービス量の充実に図るとともに、緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービス提供が行えるよう努めます。

### 専門職の人材発掘・育成

理学療法士・作業療法士等の専門職の人材の発掘・育成に努めます。





## (2) 発達障害のある人への支援

### 現状・課題

袋井市における自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）等の発達障害のある人は増加傾向にあり、社団法人自閉症協会の「自閉症の手引き」では1,000人に約3人の児童が典型的な自閉症だといわれ、広汎性発達障害（PDD）や自閉症スペクトラム障害（ASD）も含めると児童100人に約1人いるといわれています。

平成14年に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」の結果から、小・中学校の通常学級に在籍している児童・生徒のうち学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等により、学習や生活面で特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が6.3%存在する可能性があるとして報告されました。

静岡県教育委員会においても、平成15年に小・中学校に対し「通常の学級に在籍する特別な教育支援を必要とする児童生徒に関する実態調査」を行った結果、小学生で2.6%、中学生で1.9%の対象者が在籍している結果となりました。

袋井市においても発達障害のある人の発達や社会生活を促進するために、障害の早期発見と相談支援、関係機関との連携等が重要になってきます。

### 施策

#### 発達障害の早期発見・早期支援体制の充実

発達障害のある人の心理機能の発達及び円滑な社会生活を促進するため、早期に支援を行えるよう体制づくりを推進します。また、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）等を含めた障害のある児童・生徒に対し、教育、福祉、保健、医療等の関係機関と連携し、教育的対応を行う特別支援教育の円滑な実施を推進します。

#### 特別支援教育の推進

養護学級、通級、特別支援学校の担当教職員及び一般教職員の研修を通じて、特別支援教育を推進します。

#### 相談支援体制の充実

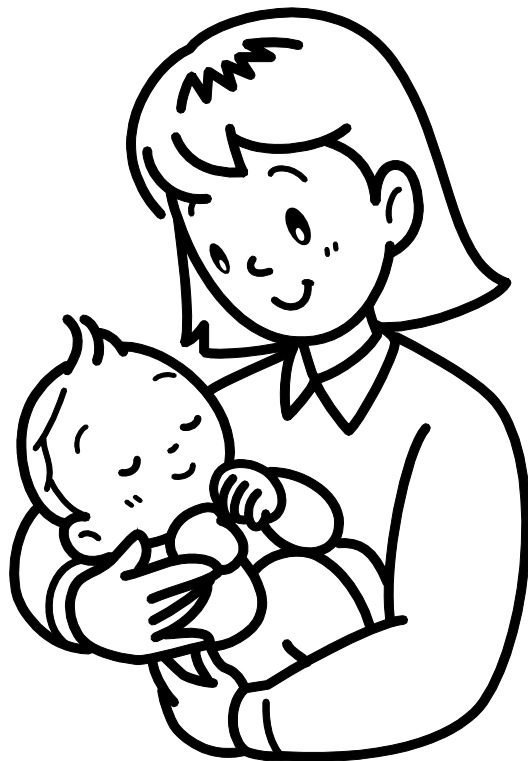
発達障害のある人とその家族が抱えている悩みや不安について、身近なところで相談への対応、助言・指導、情報提供が行えるよう、相談支援体制の充実に努めます。

#### 発達障害への理解の啓発

発達障害のある人が地域において円滑な社会生活を送ることができるよう、発達障害の正しい理解のため、啓発活動を推進します。

## 国や県への要望

発達障害のある人のサービス利用におけるさまざまな制約や課題について、国や県に要望を行い、必要とするサービスや支援が適切に利用できるよう努めていきます。



### (3) 精神保健福祉施策の推進

#### 現状・課題

精神障害は、身体障害や知的障害に比べ住民の理解の浸透が不足しています。

精神障害のある人の社会復帰や社会活動を支援し、発生の予防と精神的健康の保持・増進を図るため、相談支援体制の整備をはじめ、精神保健施策を総合的に進めていくことが必要となっています。

また、精神障害のある人の生活の質を高め、安心して地域生活を送ることができるよう、関係機関や近隣市町との連携による生活支援を行う必要があります。

#### 施策

##### 精神保健福祉手帳取得の啓発

障害のある人の団体を通じて、また、個別相談において精神障害者保健福祉手帳の取得を啓発していきます。

##### 精神障害者小規模授産施設への運営支援

精神障害のある人の就労支援、日常生活の相談や地域との交流活動を行う小規模授産施設の運営を支援するとともに、障害者自立支援法による新体系への施設移行について支援を行い、障害のある人の自立と社会参加を促進します。

##### 精神保健に関する普及啓発活動の推進

市民に対して、精神疾患及び精神障害に関する正しい知識の普及・啓発活動を行います。

##### 精神障害のある人への自立支援

精神障害のある人やその家族に対し、保健福祉に関する情報や交流の機会を提供し、障害に対する理解や適切な対応ができるよう支援し、社会復帰と自立を促進します。

##### カウンセリング機会の提供

精神衛生やメンタルヘルス（精神的健康）への対応として、カウンセリング機能や精神科医と気軽な接触ができる機会の充実に努めていきます。

また、ひきこもり、摂食障害といった思春期からみられる疾患や障害に対して、学校と保健・福祉が連携して、卒業後においても引き続き相談支援が受けられる体制づくりを推進します。

### 在宅訪問指導の推進

在宅ケアのために、保健所、医療機関との連携により、精神障害のある人とその家族への在宅訪問指導を推進します。

### 相談窓口の整備

市民の相談窓口を明確にし、障害のある人やその家族にとってわかりやすく、相談しやすい体制づくりに努めます。



## (4) 難病施策の推進

### 現状・課題

難病とは症例数が少なく、原因不明で治療方法も未確立であり、経過が慢性にわたり、介護等に人手を要するために、家庭の負担が重く、また、精神的にも負担の重い疾病です。そのため、国策として難病対策要綱に基づき、調査研究の推進、医療施設の整備、医療費の自己負担の解消、地域における保健医療福祉の充実・連携、生活の質（ＱＯＬ）の向上を目指した福祉施策の推進の５項目を柱として考え、総合的に対策が進められています。

袋井市としても、そのような難病の人の相談や情報提供、生活の質の向上につながるような支援をしていく必要があります。

### 施策

#### 社会復帰への支援

難病の人の社会復帰に向けて、生活教室等を行い、日常生活を送るうえでの障害の改善を図り、社会生活に対応できるよう支援します。

#### 在宅福祉サービスの推進

在宅で生活を送る難病の人の生活の質の向上を図るため、ホームヘルパーの派遣や短期入所（ショートステイ）事業を実施するとともに、日常生活用具の給付を行います。

#### 在宅訪問指導の推進

在宅ケアのために、保健所、医療機関との連携により、難病の人とその家族への在宅訪問指導を推進します。

#### 国や県への要望

難病の人がもつさまざまなニーズに対応し、きめ細やかな相談、支援が行えるよう、国や県に要望をしていきます。

## 3 健康で安心できる環境づくり（保健・医療）

### （1）健康づくりへ支援体制の充実

#### 現状・課題

障害の原因となる疾病、発症時期はさまざまであり、障害の種類、程度についても一人ひとり異なります。知的障害や発達障害のある子どもは先天的な場合が多いことから、妊産婦、新生児及び乳幼児の健康診査を充実することで、障害を早期に発見し、その後の障害の軽減や発達の促進を図ることが大切です。

また、障害のある人が安心して快適な生活を送れるよう、一人ひとりの状態に合わせた多様な支援体制づくりが必要になってきています。

#### 施策

##### 妊婦・乳幼児健康診査の充実

妊婦から分娩・新生児・乳児・幼児期までの各種健康診査や健康相談・健康教室等一貫した母子保健活動の充実により、疾病や心身の異常を早期に発見し、適切な保健指導に努めます。

##### 妊産婦（母子）の健康指導の充実

母子の健康管理指導の推進により、障害の予防に努めるとともに、広報活動等を通じて妊婦健診の受診率の一層の向上を図ります。

##### 要観察児対象事業の充実

職員の相談技術等資質の向上に努め、乳幼児健診、相談等において、より適切な指導を行います。また、保健、福祉、医療等の関連機関との連携により、療育支援教室の充実を図ります。

##### 健康教育の推進

健康の維持・増進のために、個別健康教育、集団健康教育を行い、生活習慣病の予防、健康増進等健康に関する正しい知識の普及、啓発を図ります。

##### 健康相談の充実

心身の健康に関する個別の相談に応じ、適切な指導及び助言を行い、健康相談の充実を図ります。

相談者の状況にきめ細かく対応できるよう、定例健康相談、予約制健康相談、でんわ健康相談、及び保健師、栄養士が公民館・地区保健室や公会堂等市民の身近な場所に出向いて行う相談など、さまざまな方法で相談窓口を充実します。

### 生活習慣の改善

運動の習慣化や食習慣の改善等に努め、中途障害の発生や障害の重度化を防ぎます。特に3大死因「がん」、「脳血管疾患」、「心疾患」を予防するため、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の概念を取り入れた健康づくりの啓発、健康診査の推進、健康診査事後指導の充実を図ります。

### 健康診査・健康診査事後指導の充実

疾病や障害を早期に発見し、保健指導や早期治療に結びつけるため、各種健康診査の充実と受診率の向上を図ります。また、生活習慣病予防のために40歳以上の人に対しては、基本健康診断の受診を推進するため、広報紙等によるPR及び対象者への受診、通知等を実施していきます。

障害の発生・重度化を防ぐため、健康診査の結果、保健指導が必要な人に対しては、血圧、中性脂肪、コレステロール、糖尿病等に関する個別健康教育や健康相談等の事後指導を継続的に行います。

### 訪問指導の充実

移動が困難な障害のある人の健康維持及び疾病等を予防するため、民生委員・児童委員、保健所、医療機関等と連携しつつ、個々の実情に応じた訪問指導を行います。

## (2) 医療支援の充実

### 現状・課題

障害のある人に対する経済的な支援として医療費助成、各種手当等の助成を行っていますが、アンケート調査では、医療費の負担に関して不満を持つ人が多くなっています。障害のある人が自立した生活を送り、必要なときに適切な治療が受けられるよう、引き続き経済的負担を軽減するなど、医療支援を図ることが必要となっています。

### 施策

#### 自立支援医療（更生医療）費の給付

身体の障害を解消・軽減するため、関節を人工関節に置き換える手術や狭心症の心臓手術、人工透析等に必要な自立支援医療（更生医療）費の給付を行います。

#### 重度障害者（児）医療費の助成

重度の障害のある人の経済的負担を軽減し、その療養を推進するため、医療費の自己負担金を助成します。

#### 精神障害者医療費の助成

精神障害のある人の経済的負担を軽減し、適正な医療を普及するため、自立支援医療（精神通院）費の公的負担制度の周知に努めます。また、精神科病院に入院している患者の医療費の一部を助成します。



## 4 みんながやりたいことができる基盤づくり (療育・教育・育成、情報・コミュニケーション、雇用・就労)

### (1) 早期療育支援・教育体制の充実

#### 現状・課題

障害のある子どもが、その能力を最大限に伸ばすことができ、将来社会的な自立ができるよう、一人ひとりにあった早期療育支援と教育体制を充実していくことが必要です。

そこで、就学前児童の療育の充実、学校教育の充実や家庭と教育機関との連携を図るための意見交換、療育相談の充実、教育施設のバリアフリー化の推進や学習環境の整備、放課後の児童対策の充実が望まれています。

#### 施策

##### 早期療育相談の実施

袋井市中央子育て支援センター「カンガルーのぼっけ」において、専門職員による療育相談の充実に努めます。

##### 療育支援ネットワーク連絡会の開催

保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携し、障害のある子ども等を早期に発見し、適切な療育や発達支援を行うため、療育支援ネットワーク連絡会を開催して、個別ケースの支援策を協議します。

##### 早期療育施設の整備

早期の療育を支援することのできる施設を整備し、保育所・保育園や幼稚園との連携を図ることで、地域における早期療育支援体制の充実に努めます。

##### 保育所(園)・幼稚園への障害児対応保育士等の配置

障害のある児童の発達を促すため、保育所・保育園や幼稚園において、障害の程度に応じた適切な指導ができるよう、障害のある児童に対する保育士・幼稚園教諭等を配置します。

##### 障害のある児童・生徒への適切な教育の実施

高機能自閉症、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)等の発達障害のある児童・生徒に対する指導方法について、学校の担当教職員に対して専門家による巡回相談を行い、障害のある児童・生徒への適切な教育を実施します。

### 教育相談体制の充実

障害のある児童・生徒の教育相談に適切に対応するため、保健師、特別支援学校や保育所・保育園、幼稚園、小・中学校等の関係者からなる教育、福祉、保健及び医療等が連携した体制の充実に努めます。

### 就学前児童の専門調査の充実

就学前の障害のある児童を対象とした、教育相談「あおぞら」の巡回教育相談や就学指導委員会の専門調査等を活用し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学指導を進めます。

### 多様な教育の場の提供

軽度の障害のある児童・生徒に対して、養護学級やことばの教室等、一人ひとりの発達段階やニーズに応じた多様な教育の場を提供します。

### 小・中学校への養護学級等支援員の配置

小・中学校の養護学級において、障害の程度に応じた適切な指導ができるよう、養護学級等支援員の配置に努めます。

### 放課後児童クラブへの障害のある児童の受け入れ促進

放課後や長期休業日における活動の場の確保をするとともに、保護者や家族の就労支援と一時的な休息を確保するための障害児放課後児童クラブを支援します。

また、軽度の障害のある就学児童の放課後や長期休業日における活動の場を確保するとともに、障害のない児童との交流によりお互いの理解を深め、その健全な育成を図るため、障害のある児童を受け入れる放課後児童クラブに対して専門の指導員の配置に努めます。

### 児童デイサービス事業の実施

特別支援学校等の児童・生徒を対象として、保護者の負担を軽減するとともに、放課後に適切な遊びと生活の場を与え、心身の発達を促す児童デイサービス事業を充実します。

### 障害のある子どもの親同士の交流会の開催

障害のある子どもの支援が円滑に行われるよう、障害のある子どもを持つ親同士の交流の場を提供するとともに、障害のある子どもを育てた子育ての先輩等との体験交流の機会を設けます。

## (2) 雇用・就労の充実

### 現状・課題

アンケート調査の結果からみると、就労している割合は身体障害のある人で16%、知的障害のある人で38%、精神障害のある人で25%となっています。また、今後の就労意向については身体障害のある人が15%、知的障害のある人が49%、精神障害のある人が36%となっており、働きたいという意欲が高いことが伺われます。

しかし、就労意欲は持っていても実際には、その機会は少ない状況にあります。事業主や従業員の障害のある人に対する理解の促進、公共職業安定所等と連携して就労に関する情報提供、相談・支援の充実が必要となります。

### 施策

#### 雇用・就労の推進

商工会議所や商工会を通じて、雇用主等へ障害のある人の雇用への理解とその促進を呼びかけるとともに、職場適応訓練等の手当てを雇用主へ支給する各種助成金制度の周知と活用を図り、障害のある人が就労できるように支援します。

障害のある人の労働環境の改善、職場・職種開発等働く場の拡大や環境の改善を働きかけ、定着した雇用ができるよう努めます。また、重度の障害のある人の雇用促進については、在宅就労、短時間勤務等さまざまな勤務形態の普及を事業所等に働きかけます。

#### 障害者就業・生活支援センターの活用

静岡中東遠障害者就業・生活支援センター(ラック)及び中東遠ワークセンター(ワークラック)と連携を図り、在宅で障害のある人の就業及び生活に関する指導や助言、職業準備訓練等、職業生活における自立に向けた支援を行います。

また、障害のある人の就労促進のため、就労相談や就労情報を提供します。

#### 市役所の雇用機会の充実

働く意欲や能力のある障害のある人の就労の機会を拡大するため、関係機関等への啓発活動を充実するとともに、障害種別に関係なく、市役所の職員への雇用機会を充実させます。

#### 障害者団体等への業務委託

障害者団体等への市の業務委託等を関係団体と協議します。

### 障害者雇用に関する啓発

9月の「障害者雇用支援月間」を中心として、公共職業安定所等との連携により、障害のある人の雇用の拡大を図るとともに、障害のある人の雇用の促進等に関する法律に基づき、市内の事業所等における障害のある人の法定雇用率の達成並びにさらなる法定雇用率の向上のための啓発活動を推進します。

### ジョブコーチの活用推進

障害のある人及び事業主に対し、雇用の前後を通じて障害の特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行うジョブコーチの活用について働きかけるとともに、ジョブコーチの人材の発掘・育成に努めます。

### 地域障害者職業センターの活用推進

精神障害のある人の雇用促進を図るため、精神障害のある人及び精神障害のある人を雇用しようとする事業主または雇用している事業主に対して、主治医と連携のもとで、雇用促進・職場復帰・雇用継続のための専門的な支援（精神障害者総合雇用支援）を行うとともに、障害の種別を問わず障害のある人や雇用事業主に対する雇用促進支援や雇用継続支援等の事業を実施している静岡障害者職業センターの活用について働きかけます。

### 就労体験機会の拡大

公共職業安定所、商工会議所及び商工会等と連携を図り、地元事業所等に対して障害のある人の雇用に関する各種支援制度の情報提供を行い、障害のある人の就労体験機会の拡大を図ります。

また、静岡県立袋井養護学校と連携し、特別支援学校等の生徒の職場実習先を確保するため、市役所における実習受入先の拡大に努めます。

### 福祉的就労場所の確保

障害のある人が身近な地域での福祉的就労場所の確保を図るため、通所による就労移行・就労継続支援施設等の整備にあたっては、地域バランス等も考慮した中で、積極的に支援していきます。

また、小規模授産施設の運営並びに今後の新体系への施設移行を支援するとともに、授産製品の販路拡大を支援します。

### (3) 情報提供体制の充実

#### 現状・課題

アンケート調査の結果より、障害を問わず、情報の入手経路は「新聞・雑誌」、「テレビ・ラジオ」、「広報紙・パンフレット(県・市)」、「市役所の福祉・保健の窓口」等を利用する人が多くなっていますが、福祉に関する情報の入手に関しては3～4割程度の人が不十分だと感じています。

また、「福祉サービスの具体的内容や利用方法等に関する情報」や「困った時に相談ができる機関・場所についての情報」の充実が望まれています。

障害福祉制度の大幅な変更、障害の高度化、障害のある人や家族の高齢化等に伴い、さまざまな相談に対応し、障害のある人が地域で生活するうえで直面するさまざまな問題に対して、的確にニーズを把握し、問題解決するための適切な情報を提供していくことが求められます。

#### 施策

##### 障害福祉サービス等の情報提供の充実

障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等に関する情報について、広報や各種パンフレット、ホームページ等により、わかりやすく適切な情報提供の充実を図ります。

「福祉ガイドブック」の充実やパンフレット等の作成・配布により、福祉サービスの制度や利用等について、一層の周知に努めます。

民生委員・児童委員や身体障害者相談員、知的障害者相談員と連携し、相談しやすい体制づくりに努めます。

##### 視覚障害のある人に対する情報提供の拡大

視覚障害のある人に対する情報提供を確保するため、広報ふくろい等広報紙の音訳化とともに、市からの通知文書等の点字化を推進します。

また、点字図書給付事業の利用を促進するとともに、ITや福祉用具による情報提供体制の整備に取り組みます。

##### 聴覚障害のある人に対する情報提供の拡大

聴覚障害のある人に対する情報提供を確保するため、講演会や研修会への手話通訳者、要約筆記者の派遣とともに、講演会等における手話通訳者や要約筆記者の有無については、パンフレットやチラシ等に掲載します。

### 手話通訳者の設置

市役所に来訪する聴覚障害のある人の窓口対応や手話通訳者派遣事業のコーディネートを目的として、手話通訳者設置事業に取り組みます。

また、手話のできる市職員を職員研修の一環として養成し、福祉関係窓口を中心に配置できるよう努めます。

### 公的機関の窓口の整備

視覚障害のある人や聴覚障害のある人に対する点字や音声、手話等による情報支援のため、自治体や公立病院等公的機関の窓口業務の円滑化等に必要な情報支援機器やソフトウェア等の整備を推進します。



## (4) スポーツ・レクリエーションの推進

### 現状・課題

障害のある人のスポーツは、パラリンピックに代表されるように、国際大会でも日本人選手が世界レベルに達するようになり、競技レベルの向上、専門性の高まりはめざましいものがあります。

スポーツ・レクリエーションへの参加は単なる社会参加だけではなく、健康増進と交流が広がる場として、障害の有無を問わず楽しむ場としても重要となってきます。

障害のある人がスポーツを行う場合、障害に応じた適切なスポーツを指導できる指導者の確保、スポーツボランティアの育成、周辺環境の整備が必要となります。

### 施策

#### 障害者スポーツ教室の充実

県障害者スポーツ協会等と連携し、障害者スポーツ教室を開催して、障害のある人がスポーツに親しむ機会を増やし、日常的にスポーツを楽しむことにより、心身機能の維持と向上を図ります。

#### 障害者スポーツ大会への参加促進

静岡県障害者スポーツ大会等への積極的な参加を促進することで、障害のある人の社会参加と健康の維持・向上を推進します。

#### 地域行事・運動会等への参加促進

自治会連合会や地域福祉推進組織が中心となり、地域でともに暮らす障害のある人となない人が、楽しみや喜びを共有するため、障害のある人の運動会やレクリエーション等の地域事業への参加を促進します。

#### ふれあい広場等を通じた交流促進

障害のある人となない人が一堂に集い、レクリエーションやゲーム等を通して相互関係を図るふれあい広場やふれあい夢市場へ各種団体、企業等さらに多くの参加が得られるよう呼びかけ、交流の促進を図ります。

#### スポーツ施設利用料の減免

障害のある人が気軽にスポーツ施設を使用できるよう、スポーツ施設利用料の減免を行うとともに、減免制度の周知に努めます。

#### レクリエーション・インストラクター（コーディネーター）の育成

県レクリエーション協会の講座へ職員等を派遣し、資格を取得することで、障害者団体等に対する指導とレクリエーション活動の普及に努めます。

### スポーツ指導員の障害のある人への理解

体育指導員の講習会時に障害のある人への対応や指導の方法等について啓発をしていきます。

また、スポーツ指導員に限らず、より多くの人に関心を持てるように、市スポーツ協会等に対して、県が実施している障害者スポーツ指導員養成講座等の情報提供を行います。

### スポーツ介助ボランティアの育成

スポーツ団体等で活動する市民を対象に、障害のある人のスポーツを介助できるボランティアの育成を図ります。





## (5) 文化・芸術の振興

### 現状・課題

障害のある人が文化・芸術活動のサークル活動へ参加することによって、趣味、生きがい等を見つけ、また、障害の有無を問わず幅広い交流の場の機会を増やしていくことは必要となります。

さらに、文化・芸術活動に参加しやすい環境の整備も求められています。

### 施策

#### 障害者文化展の充実

創作活動の発表の場であり、また鑑賞の機会でもある障害者文化展を充実し、障害のある人や特別支援学校の生徒等、より多くの参加を促すとともに、多くの市民が作品に触れる機会を提供します。

#### 文化芸術サークル等の支援

障害のある人が文化芸術活動の楽しさを知り、自己実現や社会参加が図られるよう、障害のある人が参加する文化芸術サークル等を支援します。また、こうした活動を通して障害のある人となない人の相互理解と交流を促進します。

#### 文化芸術等への積極的に参加できる体制づくり

障害のある人の学習成果の発表の場として、市民文化祭や各公民館祭等への参加を、団体等を通じて促進します。

## 5 すべての人にやさしいまちづくり（生活環境）

### （1）生活環境の整備

#### 現状・課題

アンケート調査の結果から身体障害のある人では外出の際に困ったり、不便に感じる事として「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りがたいへんである」、「障害者用のトイレが少ない」、「障害者用の駐車スペースなど障害者に配慮した設備が不十分である」といったバリアフリーを求める声が相変わらず多く聞かれます。

袋井市においても、建物、公園、公共交通機関、道路等の整備のバリアフリー化を進めてきましたが、今後も障害のあるなしに関わらず、誰でも安全で快適な生活のできる環境の実現に向け、「ユニバーサルデザイン」の考えも取り入れていく必要があります。

#### 施策

##### 公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン導入の推進

公共施設や市が新たに建設する施設のバリアフリー化を行う際には、障害のある人の立場に立った利用しやすい施設を目指し、障害のある人の意見を積極的に反映させます。

また、案内・誘導装置の設置や障害者駐車場の確保、スロープの整備等とともに、障害のある人も含めたすべての人に配慮した使いやすいトイレの整備を推進します。

また、民間施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進を働きかけます。

##### J R袋井駅のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン導入の推進

J R袋井駅へのエレベーター、エスカレーター等の設置を要望するとともに、視覚障害のある人が、駅のホームに安全に移動できるよう、J R袋井駅へガイドチャイムの設置を働きかけます。

##### 公園のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン導入の推進

既存の公園や新設公園に多目的トイレの設置や公園入り口の段差解消等を行い、障害の有無や子ども、大人、高齢者等を問わず、すべての人にとって利用しやすい公園づくりを進めます。

##### 歩道のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン導入の推進

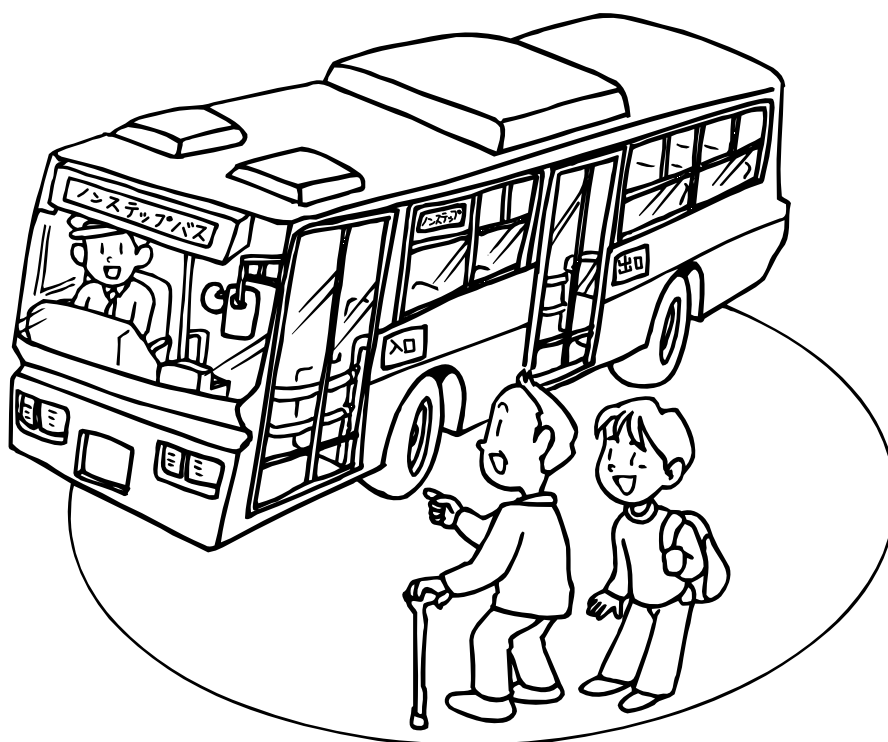
道路と歩道の境界については、視覚障害のある人や車椅子利用者に配慮した段差の解消、歩道への点字ブロックの設置等、障害のある人が外出しやすい歩道の整備を目標とします。

### 寝台・車椅子タクシー導入の支援

障害のある人の通院や社会参加を促進するため、寝台・車椅子に対応したリフト付きタクシーの導入を支援します。

### 路線バス、自主運行バス（「フーちゃん号」、「メローバス」）のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン導入の推進

自主運行バスを障害のある人を含めたすべての人にとって、さらに利用しやすいものにするため、車両の低床化や車両への補助ステップ等の設置により、自主運行バスの一層の利用促進を図ります。



## (2) 住環境の整備

### 現状・課題

障害のある人も障害のない人と同様、できる限り自宅で生活を送ることを望んでいます。アンケート結果からみても今後、「自宅で家族や親族と暮らしたい」とする割合は、三障害ともに最も高く、身体障害のある人、精神障害のある人では半数を超えています。一方、知的障害のある人では4割弱にとどまり、「グループホームやケアホームで暮らしたい」、「病院や福祉施設で暮らしたい」が各々15%を占め、身体障害のある人や精神障害のある人に比べて高くなっています。

自宅で生活していくためには介助者の存在が必要不可欠です。しかし、場合によっては介助者への負担にもつながっています。障害のある人の居宅での生活を快適にし、また、介助者の負担を軽減する意味でも、住宅改修の重要性は高く、住宅改修のニーズを把握し、住宅改修に関する相談や補助制度について啓発を行い、日中活動系サービスの充実とともに、住宅改修等のサービスを、必要とされているところに提供していく仕組みづくりが必要となってきます。

また、障害のある人の住まいを確保する意味でグループホーム、ケアホームの整備を進めていく必要があります。

### 施策

#### 障害者用住宅改造・改修費助成及び改良相談

障害のある人の身体状況や家族の介護に配慮した住環境を整備するため、居室、トイレ、浴室、階段等の改造や手すり、スロープ等の改修費用を助成するとともに、静岡県建築士会中遠支部等との連携を図り、住宅改良に対する相談や助言を行います。

#### 市営住宅のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン導入の推進

市営住宅の床の段差解消や手すりの設置等によりバリアフリー化を計画的に進め、障害のある人も無い人にとっても暮らしやすい住宅の提供に努めます。

#### グループホーム、ケアホームの整備・促進

市内あるいは近隣市町で活動するNPO法人や社会福祉法人等の動向の把握に努め、市内におけるグループホーム、ケアホームの整備を呼びかけるとともに、立ち上げる際の施設整備費や備品購入費等を助成していきます。

#### 施設入所方針の整備

施設入所者の決定には、入所待機者のうちで、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障害のある人の受け入れを優先して行います。

### (3) 防災・防犯対策の充実

#### 現状・課題

アンケート調査の結果から災害時に「ひとりで避難できない」割合は、身体障害のある人で48%、知的障害のある人で72%、精神障害のある人で36%となっており、また、「日中一人でいることが多く、災害時にひとりでは避難できない」という人も身体障害のある人で52%、知的障害のある人で59%となっています。

さらに災害時に困ることとしては、障害を問わず「避難所で障害にあった対応をしてくれるか心配である」、「安全なところまですぐに避難することができない」、「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」、また知的障害のある人では「どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない」等が上位にあげられました。

こうしたことから、障害の特性に応じたきめ細かな対応をするとともに、速やかに避難・援助ができるように日頃からの防災訓練等を通して、要援護者の現状を把握し、地域支援体制の強化が必要となります。

#### 施策

##### 見守りネットワークづくり

障害のある人や高齢者・児童等が地域の中で安心して生活できるよう、地域住民による見守りネットワークを構築し、災害等緊急時の避難誘導體制の整備に努めます。

##### 情報伝達体制の整備

情報の入手や連絡が困難な視覚障害や聴覚障害のある人に対して、携帯電話やパソコンを使ったEメールによる消防署との連絡方法を整備する等、緊急時における情報伝達体制の充実に努めます。

また、障害のある人が緊急時に通報できる「ファックス110番」や「メール110番」の周知に努め、効果的な利用促進を図ります。

##### レスキューナウへの登録推進

聴覚障害のある人及び視覚障害のある人に対して、静岡県の災害情報配信サービス「レスキューナウ」への登録を推進し、災害情報の確保を図ります。

##### 緊急通報システムの充実

安否確認や急病等の緊急時に対応するため、一人暮らしの高齢者等を対象に実施している緊急用通報装置を障害のある人に貸与します。

##### 障害のある人の防災訓練への参加

地域自主防災隊と連携し、障害のある人が防災訓練に参加しやすくするとともに、障害のある人とない人が地域でともに支え合う防災組織づくりを目指します。

#### 福祉避難所の整備

災害時の情報受信体制の整備を図るため、県の補助事業を利用して、主な福祉避難所に聴覚障害者用受信装置（「目で聴くテレビ」等）の計画的な整備に努めます。

また、障害のある人が必要な生活用具等について、障害者団体と協議し、避難場所への備蓄に努めます。

#### 緊急時の要援護者2次避難体制の整備

障害のある人を含む要援護者に対して、状況に応じた社会福祉施設等への2次的避難の措置について、関係機関等と協議します。

#### 福祉ボランティアとの連携強化

避難生活をサポートするために、手話通訳者や各種ボランティア団体と連携していきます。

#### 県の災害時要援護者のガイドラインとの調整

市の防災計画見直しの中で、県の災害時要援護者のガイドラインとの関連づけや対応策等を関係機関等と協議します。

#### 防災・防犯意識の高揚

パンフレットの配布等により、障害のある人自身の防犯・防災に関する知識の普及と意識向上を図ります。

## 1 計画の基本的な考え方（障害福祉計画が目指すもの）

障害のある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、国の基本理念に基づき計画を推進します。

### （１）障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害のある人等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害のある人等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

### （２）三障害の制度の統一化

障害福祉サービスに関する実施主体を、市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれた制度を一元化することにより、立ち遅れている精神障害のある人等に対するサービスの充実を図ります。

### （３）地域生活移行や就労移行の課題に対応したサービス基盤の整備

障害のある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害のある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

## 2 事業の体系

障害者自立支援法に基づいて、平成18年10月から本格的に施行されている障害福祉サービスは、全国一律の基準で実施される「自立支援給付」と地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により地方自治体を実施する「地域生活支援事業」の2つに分けられます。また、「自立支援給付」は、“障害福祉サービス”、“自立支援医療”、“補装具費”に分けられます。

### 自立支援給付

#### 障害福祉サービス

##### 【介護給付】

- ・ 居宅介護（ホームヘルプ）
- ・ 重度訪問介護
- ・ 行動援護
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 児童デイサービス
- ・ 短期入所（宿泊のみ）
- ・ 療養介護
- ・ 生活介護
- ・ 施設入所支援
- ・ 共同生活介護（ケアホーム）

##### 【訓練等給付】

- ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援（A型=雇成型・B型=非雇成型）
- ・ 共同生活援助（グループホーム）

#### 自立支援医療

- ・ 更生医療

#### 補装具費

- ・ 車椅子
- ・ 義肢
- ・ 装具
- ・ 座位保持装置
- ・ 補聴器
- ・ 眼鏡
- ・ 重度障害者用意思伝達装置 等

### 地域生活支援事業

- ・ 相談支援事業
  - ・ コミュニケーション支援事業（手話通訳者派遣等）
  - ・ 日常生活用具給付等事業
  - ・ 移動支援事業
  - ・ 地域活動支援センター事業（創作活動、生産活動の機会提供、社会との交流促進等）
  - ・ その他の事業
- （訪問入浴サービス事業、更生訓練費給付事業、日中一時支援事業、自動車運転免許取得・改造事業、手話奉仕員養成事業、要約筆記奉仕員養成事業）



自立支援給付及び地域生活支援事業のサービス内容は、以下の通りです。

(1) 自立支援給付

区分		サービス内容
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	児童デイサービス	障害のある児童・生徒に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気等の場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	共同生活介護(ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型=雇用型・B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
自立支援(更生)医療		障害の程度を軽くしたり、取り除いたりする手術等の医療に対して、医療費を給付します。
補装具費		義足や車椅子等の購入等に際し、補装具費(購入費、修理費)の支給をします。

(2) 地域生活支援事業

区分		サービス内容
必須 給 付	相談支援事業	障害のある人(子ども)、障害のある子どもの保護者、または障害のある人の介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人が自立した日常生活、または社会生活ができるように支援します。
	コミュニケーション支援事業	聴覚、音声または言語機能に障害のある人及び聴覚障害のある人等とのコミュニケーションを図る必要がある人が、手話通訳または要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者または要約筆記者を派遣し、聴覚障害のある人等の福祉の増進と社会参加の促進を図ります。
	日常生活用具給付等事業	日常生活用具給付等事業...障害のある人(子ども)に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。 住宅改修費助成事業...日常生活を営むのに著しく支障のある重度の障害のある人(子ども)が段差解消等住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費を給付することにより地域における自立支援を図ります。 点字図書給付事業...在宅の視覚障害のある人(子ども)に、点字図書を給付することにより、必要な情報の入手が容易にできるよう、支援を図ります。
	移動支援事業	外出介護事業...野外での移動が困難な障害のある人等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。 視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業...重度の視覚障害のある人が社会生活上外出することが必要な場合、視覚障害者ガイドヘルパーを派遣し、視覚障害のある人の福祉の増進に役立てます。
	地域活動支援センター事業	在宅で生活する障害のある人等に対し、生産活動の機会の提供、社会との交流促進の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害のある人等の地域生活を支援します。
その 他 の 事 業	訪問入浴サービス事業	家庭の浴槽で入浴することが困難な重度の障害のある人に対し、移動入浴車により家庭を訪問して入浴サービス事業を行うことにより、介護者の負担軽減と福祉の向上を図ります。
	更生訓練費給付事業	障害者支援施設(身体障害者更生施設もしくは身体障害者授産施設)の入所者の施設訓練に要する経費について、更生訓練費を支給し、身体障害のある人の社会復帰の促進を図ります。
	日中一時支援事業	障害のある人の日中活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

区分		サービス内容
その他の事業	自動車運転免許取得・改造事業	身体障害のある人の自動車運転免許の取得及び自動車を改造するために要した経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。
	手話奉仕員養成事業	聴覚障害のある人等との交流活動の促進、手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。
	要約筆記奉仕員養成事業	手話習得が困難な中途失聴・難聴者のコミュニケーション手段として、要約筆記を行う奉仕員を養成します。

### 3 平成 23 年度の目標値

障害のある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労への支援といった新たな課題に対応する必要があります。本計画において必要な障害福祉サービスの量を見込むにあたり、まずはこれらの課題に関し、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成 23 年度を目標年度として、以下に掲げる 3 項目について、それぞれ数値目標を設定します。

#### (1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成 17 年度において福祉施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用して、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行する障害のある人を見込み、そのうえで、平成 23 年度末における地域生活に移行する障害のある人の数値目標を設定します。

項目	数 値	考 え 方
現入所者数 ( A )	89 人	平成 17 年 10 月 1 日の数
平成 23 年度入所者数( B )	75 人	平成 23 年度末時点の利用人員を見込む
【目標値】 削減見込 ( A - B )	14 人	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行数	18 人	平成 23 年度末までに施設から地域移行する者の数 (累計)

#### 【目標値の設定】

削減見込 ( A - B ) 14 人は、今後、管内の施設が新体系に移行することになり、施設の定員計画を踏まえて、現入所者数 ( A ) の 2 割減を見込み、新たな入所者 4 人を加えて目標値を設定しました。

地域生活移行数は、これまでの移行実績数等を考慮し、年 3 人 × 6 年と推計して目標値を設定しました。

## (2) 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

平成24年度までに、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害のある人が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込んで、平成23年度末までの退院可能な精神障害のある人の減少目標値を設定します。

項目	数値	考え方
現在	25人	現在の退院可能な精神障害のある人の数
【目標値】 減少数	21人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数

### 【目標値の設定】

減少数21人は、現在の退院可能な精神障害のある25人について、平成19年度から平成24年度までの6年間で、全員が地域生活へ移行することを基本とする県の指導に基づき、その内の5年間の目標値を設定しました。

## (3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する障害のある人の数値目標を設定します。

項目	数値	考え方
現在の年間 一般就労移行者数	3人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】 平成23年度の年間 一般就労移行者数	8人	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

### 【目標値の設置】

平成23年度の年間一般就労移行者数8人は、平成17年度の実績数の2.5倍を見込み設定しました。

## 4 障害福祉サービスの見込量

### (1) 訪問系サービス

#### 【必要な量の見込(月当たり)】

		18年度	19年度	20年度	23年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数	16人	20人	24人	40人
	利用量	20時間	20時間	20時間	20時間
	サービス見込量	320時間分	400時間分	480時間分	800時間分

#### 【目標値の設定】

利用者数は、前年度利用者数の2割程度の増加を見込み、利用量は平成18年度の平均利用時間数(見込)を基準に設定しました。

#### 【福祉サービス見込量に対応するための方策】

指定障害福祉サービス事業者との連携により、新たなサービス体系への移行を推進し、円滑な障害福祉サービス提供体制の確保を図ります。

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの新体系について広報紙等により周知を図るとともに、社会福祉協議会、福祉施設や事業者等と連携を図り、多様な訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。特に、精神障害のある人や重度障害のある人に対するサービス実施主体は現状少ないため、介護保険サービスのみの提供事業者の障害福祉分野への参入促進を積極的に働きかけ、サービス提供体制の拡充に努めます。

精神障害のある人本人及び当事者団体、医療機関や福祉施設等に対して、訪問系サービス内容や事業者に関する情報提供を充実し、精神障害のある人のサービスの利用促進に努めます。

ホームヘルパーに対する講座・講習等への受講を勧奨し、より質の高いサービスが提供できるように働きかけます。

障害別に設置する相談支援センターの活用を促進し、サービス利用の希望者へ障害の程度に応じた必要な訪問系サービスの提供を図ります。

(2) 日中活動系サービス

【必要な量の見込(月当たり)】

		18年度	19年度	20年度	23年度
日中活動系サービス 全体の見込量	サービス見込量	20人分	67人分	134人分	328人分
生活介護	利用者数	0人	18人	51人	108人
	利用量	0日	22日	22日	22日
	サービス見込量	0人日分	396人日分	1,122人日分	2,376人日分
自立訓練(機能訓練)	利用者数	1人	0人	0人	2人
	利用量	22日	0日	0日	22日
	サービス見込量	22人日分	0人日分	0人日分	44人日分
自立訓練(生活訓練)	利用者数	0人	12人	22人	44人
	利用量	0日	22日	22日	22日
	サービス見込量	0人日分	264人日分	484人日分	968人日分
就労移行支援	利用者数	0人	9人	15人	26人
	利用量	0日	22日	22日	22日
	サービス見込量	0人日分	198人日分	330人日分	572人日分
就労継続支援 (A型=雇用型)	利用者数	0人	0人	3人	16人
	利用量	0日	0日	22日	22日
	サービス見込量	0人日分	0人日分	66人日分	352人日分
就労継続支援 (B型=非雇用型)	利用者数	1人	6人	19人	88人
	利用量	22日	22日	22日	22日
	サービス見込量	22人日分	132人日分	418人日分	1,936人日分
療養介護	サービス見込量	0人分	0人分	0人分	10人分
児童デイサービス	利用者数	6人	8人	9人	14人
	利用量	7日	7日	7日	7日
	サービス見込量	42人日分	56人日分	63人日分	98人日分
短期入所	利用者数	12人	14人	15人	20人
	利用量	10日	10日	10日	10日
	サービス見込量	120人日分	140人日分	150人日分	200人日分

【目標値の設定】

生活介護から就労継続支援(B型=非雇用型)の利用者数は、管内の施設の新体系への移行計画を踏まえた推計値に、利用者の増加を見込み設定、利用量の22日は、土、日及び祝祭日を除いた毎月利用可能とされる平均の日数を設定しました。

療養介護については、当面の利用者数はいないが、県内の施設の新体系への移行計画を踏まえてサービス見込量を設定しました。

児童デイサービス及び短期入所の利用者数は、平成18年度利用実績(見込)を基準として、前年度利用者数の1割程度の増加を見込み設定、利用量は平成18年度の平均利用日数(見込)を基準に設定しました。

【見込量確保のための方策】

地域全体で障害のある人を支える力を高める観点から、障害者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療関係者等の連携を強化します。

就労支援については、福祉と雇用、教育の連携が必要であり、関係機関が一体となった総合的な取り組みを進めます。

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの新体系について広報紙等により周知を図るとともに、社会福祉協議会、福祉施設や事業者等と連携を図り、多様な日中活動系サービスの実施主体の確保に努めます。

知的障害者支援施設の整備を支援し、障害のある人が働き自活できる福祉的就労の場を増やします。

精神障害者支援施設の整備を支援し、精神障害のある人個々の能力に応じた職業的訓練の場を提供して地域社会への適応を促します。

利用者のニーズを把握してサービス量の充実に努めます。また、緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービス提供が行えるよう努めます。

日中活動系サービスに携わる理学療法士・作業療法士やジョブコーチ等の人材の発掘・育成に努めます。

今後の基盤整備については、新規施設の整備を推進するとともに、既存施設の増床や空き施設の利用等の整備を研究します。



### (3) 居住系サービス

#### 【必要な量の見込(月当たり)】

		18年度	19年度	20年度	23年度
共同生活援助 共同生活介護	サービス見込量	8人分	11人分	17人分	35人分
施設入所支援	サービス見込量	1人分	11人分	35人分	75人分

#### 【目標値の設定】

共同生活援助・共同生活介護のサービス見込量は、平成18年度の実績(見込)を基準に、今後、施設から地域に移行が見込まれる利用者数を推計して設定しました。

施設入所支援のサービス見込量は、管内の施設の新体系への移行計画を踏まえて設定しました。

#### 【見込量確保のための方策】

地域で自立した生活が送れるように、生活の場を確保し、地域生活への移行を支援します。

周辺市町との連携により、サービス提供体制の充実を図ります。

施設職員の資質のさらなる向上を目的に、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。

圏域内の市町や利用者等の協議のもと、施設処遇の改善に努め、人権尊重を基本とした生活の向上を図ります。

市内あるいは近隣市町で活動するNPO法人や社会福祉法人等の動向の把握に努め、市内におけるグループホーム・ケアホームの設置を呼びかけていきます。NPO法人や社会福祉法人等がグループホーム等を立ち上げる際の施設整備費や備品購入費等を補助していきます。

精神障害のある人のグループホームについて、医療機関や社会復帰施設等を運営する医療法人や社会福祉法人等、運営主体となる法人組織へ協力を呼びかけます。入所者の決定には、入所待機者のうちで、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障害のある人の受け入れを優先していきます。

(4) その他のサービス

【必要な量の見込(月当たり)】

		18年度	19年度	20年度	23年度
相談支援	サービス見込量	3人分	6人分	8人分	11人分

【目標値の設定】

相談支援のサービス見込量は、国から示された算出方法を参考に設定しました。

【見込量確保のための方策】

生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成に関する業務を担当することから、これらに対応できる人材の確保を行います。

入院患者の退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう、退院者・退所者を重点的に支援します。

## 5 地域生活支援事業実施に関する事項

### (1) 各年度における事業の種類ごとの量の見込み

事業名	18年度			19年度			20年度			23年度		
	箇所	利用者 件数		箇所	利用者 件数		箇所	利用者 件数		箇所	利用者 件数	
<b>(1) 相談支援事業</b>												
相談支援事業												
ア 障害者相談支援事業	3			3			3			4		
イ 地域自立支援協議会	1			1			1			1		
相談支援機能強化事業	3			3			3			4		
住宅入居等支援事業	1			3			3			4		
成年後見制度利用支援事業	1			3			3			4		
<b>(2) コミュニケーション支援事業</b>												
手話通訳者及び要約 筆記者派遣事業		22			23			24			28	
<b>(3) 日常生活用具給付等事業</b>												
介護・訓練支援用具		8			9			10			13	
自立生活支援用具		8			9			10			13	
在宅療養等支援用具		10			11			12			16	
情報・意思疎通支援用具		10			11			12			16	
排泄管理支援用具		290			610			640			740	
住宅改修費助成事業		2			2			2			2	
点字図書給付事業		0			2			2			2	
<b>(4) 移動支援事業</b>												
外出介護事業	5	5	60	5	6	140	5	7	160	5	10	240
ガイドヘルパー派遣事業	4	11	130	4	12	270	4	13	280	4	16	330
<b>(5) 地域活動支援センター</b>												
基礎的事業	3	31		4	44		4	46		4	46	
機能強化事業	3	31		3	31		3	31		3	31	
<b>(6) その他の事業</b>												
訪問入浴サービス事業	1	8		1	9		1	10		1	13	
更生訓練費給付事業	0	0		1	1		2	2		5	5	
日中一時支援事業	4	10		4	12		4	14		4	20	
自動車運転免許取得・改造事業		2			2			2			2	
手話奉仕員養成事業		10			10			10			10	
要約筆記奉仕員養成事業		0			10			0			10	

(注1) 日常生活用具給付事業の数値は、給付件数を記載。

(注2) 移動介護支援事業では、実施見込箇所数、利用見込者数、延べ利用見込時間数を記載。

【目標値の設定】

平成18年度の利用件数((3)日常生活用具給付等事業 排泄管理支援用具、(4)移動支援事業)は、10月分からの半年分の見込件数を設定しました。

各事業のサービス提供施設の箇所数は、既存施設の移行計画及び今後の新たな施設整備見込等を踏まえて設定しました。

利用者件数は、これまでの利用状況並びに今後のサービス提供体制の整備を図ることを踏まえ、利用者の増加を見込み設定しました。

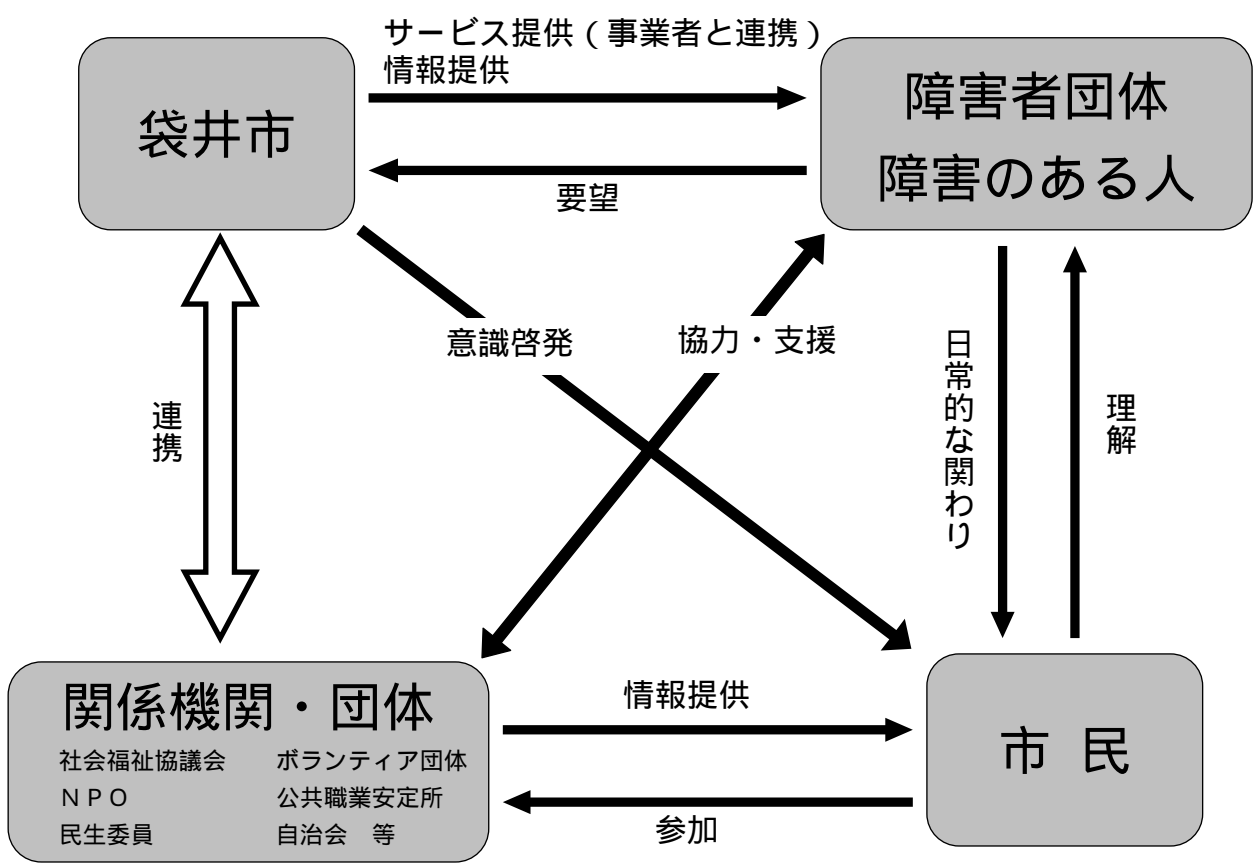
(2) 事業の種類ごとの実施に関する考え方

(1) 相談支援事業	実施内容
相談支援事業	
ア 障害者相談支援事業	相談支援事業を行う社会福祉法人、NPO法人及び地域活動支援センター等への委託により実施します。 【利用者負担金は無料】
イ 地域自立支援協議会	上記の障害者相談支援事業により設置・運営します。
相談支援機能強化事業	相談支援事業を行う社会福祉法人、NPO法人及び地域活動支援センター等への委託により実施します。 【利用者負担金は無料】
住宅入居等支援事業	相談支援事業を行う社会福祉法人、NPO法人及び地域活動支援センター等への委託により実施します。 【利用者負担金は無料】
成年後見制度利用支援事業	相談支援事業を行う社会福祉法人、NPO法人及び地域活動支援センター等への委託により実施します。 【利用者負担金は無料】
(2) コミュニケーション支援事業	実施内容
手話通訳者及び要約筆記者派遣事業	市直営で実施します。病院への通院等、学校・公共施設等への用務、冠婚葬祭、社会参加活動等を派遣対象とします。 【利用者負担金は無料】
(3) 日常生活用具給付等事業	実施内容
介護・訓練支援用具	市直営で実施します。種目は、現行の給付種目等を基準に対象用具を設定します。【利用者負担金は5%】
自立生活支援用具	市直営で実施します。種目は、現行の給付種目等を基準に対象用具を設定します。【利用者負担金は5%】
在宅療養等支援用具	市直営で実施します。種目は、現行の給付種目等を基準に対象用具を設定します。【利用者負担金は5%】
情報・意思疎通支援用具	市直営で実施します。種目は、現行の給付種目等を基準に対象用具を設定します。【利用者負担金は5%】
排泄管理支援用具	市直営で実施します。種目は、現行の給付種目等を基準に対象用具を設定します。【利用者負担金は5%】
居宅改修費助成事業	市直営で実施します。現行の事業内容に基づき実施します。 【利用者負担金は10%】
点字図書給付事業	市直営で実施します。現行の事業内容に基づき実施します。 【給付額は、点字図書価格から自己負担額（一般図書の購入価格相当額）を控除した額】
(4) 移動支援事業	実施内容
外出介護事業	指定障害福祉サービス事業者等への委託により実施します。 【利用者負担金は5%】
ガイドヘルパー派遣事業	市直営、または指定障害福祉サービス事業者への委託により実施します。 視覚障害のある人の外出支援（病院への通院等、学校・公共施設等への用務、冠婚葬祭等）を派遣対象とします。 【利用者負担金は無料】

(5) 地域活動支援センター 機能強化事業	実施内容
地域活動支援センター 型	市直営、または地域活動支援センターを設置している事業者への委託により実施します。 【利用者負担金は各施設との協議により決定】
地域活動支援センター 型	市直営、または地域活動支援センターを設置している事業者への委託により実施します。 【利用者負担金は各施設との協議により決定】
地域活動支援センター 型	市直営、または地域活動支援センターを設置している事業者への委託により実施します。 【利用者負担金は各施設との協議により決定】
(6) その他の事業	実施内容
訪問入浴サービス事業	指定障害福祉サービス事業者等への委託により実施します。 【利用者負担金は5%】
更生訓練費給付事業	市直営で実施します。更生訓練費の支給を行います。
日中一時支援事業	指定障害福祉サービス事業者等への委託により実施します。 【利用者負担金は5%】
自動車運転免許取得・改造 事業	市直営で実施します。【補助限度額は10万円】
手話奉仕員養成事業	社会福祉法人袋井市社会福祉協議会等への委託により実施します。 【受講料は無料 テキスト代金等実費負担】
要約筆記奉仕員養成事業	要約筆記ボランティアグループ等への委託により実施します。 【受講料は無料 テキスト代金等実費負担】

# 1 計画を推進するための各々の役割

本計画が効果的・効率的に推進されるよう、推進体制を整備し、袋井市、関係機関・団体、障害のある人や障害者団体、市民が相互に役割を分担し、連携・協力して計画的に施策を推進していきます。



## 2 計画の進行管理と評価

本計画は、本市における今後5年間の障害者福祉施策に関する基本計画であり、計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等のさまざまな分野にわたっています。

計画を全庁的に推進するため、しあわせ推進課が中心となって、庁内関係各課、関係部局、関係機関・団体、障害のある人等と連携を図りながら、計画の総合的、効果的な推進を図ります。

また、必要に応じて関係各課による庁内連絡会議を開催し、施策間の連携を図ります。

### (1) 計画の進行管理

年1回「袋井市障害者計画推進協議会」を開催して、施策の実施状況並びに進捗状況を示し、計画の進行管理を行います。

### (2) 計画の評価

平成23年度の施策目標を設定し、各年度の進捗状況等により計画の評価を行います。

### 施策目標一覧

#### 施策名 共生する地域づくり(啓発・広報)

項 目(事業名)	現 状	平成23年度
福祉ガイドブック等啓発冊子の作成	実 施	拡 充
障害者団体への加入促進	実 施	推 進
市職員に対する研修会の開催	-	実 施
ボランティア・NPOの育成・支援	実 施	推 進
ボランティア登録制の導入	-	実 施
点訳・手話等奉仕員養成講習会の実施	実 施	推 進
福祉教育実践校事業の実施	実 施	推 進
ボランティア体験学習の実施	実 施	推 進
小・中・高等学校と特別支援学校との交流促進	実 施	推 進

#### 施策名 地域での自立した生活を支援する体制づくり(生活支援)

項 目(事業名)	現 状	平成23年度
地域活動支援センター(身体)の整備	-	1箇所
地域活動支援センター(知的)の整備	-	1箇所
地域活動支援センター(精神)の整備	-	1箇所
ケアマネジメント・相談支援体制の整備	-	実 施



項 目（事業名）	現 状	平成 23 年度
相談員等研修会の開催	実 施	推 進
地域自立支援協議会の設置	-	1 箇所
ガイドヘルパー派遣事業者の登録	1 箇所	4 箇所
地域福祉権利擁護事業の利用促進	実 施	推 進
障害福祉サービス事業低所得者対策	-	実 施
介護保険サービス事業者の障害福祉サービスへの登録	-	3 箇所
特別支援教育の実施	実 施	推 進
精神障害者保健福祉手帳の取得	180 件	360 件
カウンセリング（メンタルヘルス）機会の提供	-	実 施
在宅訪問指導の実施	実 施	推 進

#### 施策名 健康で安心できる環境づくり(保健・医療)

項 目（事業名）	現 状	平成 23 年度
健康診査・健康指導・健康相談の実施	実 施	推 進
健康教育の実施	実 施	推 進
訪問指導の実施	実 施	推 進
自立支援医療（更生医療）費の給付	実 施	推 進
重度障害者(児)医療費の助成	実 施	拡 充
精神障害者医療費の助成	実 施	拡 充

#### 施策名 みんながやりたいことができる基盤づくり(療育・教育・育成・コミュニケーション、雇用・就労)

項 目（事業名）	現 状	平成 23 年度
早期療育相談の実施	実 施	拡 充
療育支援ネットワーク連絡会の開催	実 施	推 進
早期療育施設の整備	-	1 箇所
保育所（園）・幼稚園への障害児対応保育士等の配置	実 施	拡 充
学校教職員に対する療育指導研修の実施	実 施	推 進
教育相談体制の整備	-	実 施
就学前児童の専門調査の実施	実 施	推 進
多様な教育の場の提供	実 施	拡 充
小・中学校への養護学等支援員の配置	実 施	推 進
放課後児童クラブへの障害児対応指導員の配置	-	実 施
児童デイサービス事業の実施	実 施	拡 充
障害者雇用・就労啓発活動の実施	実 施	推 進
市役所における職場実習の受け入れ	実 施	拡 充

項 目（事業名）	現 状	平成 23 年度
地域活動支援センターの整備(再掲)	-	3 箇所
障害者雇用率(法定)の向上	2.4%	3.0%
障害福祉サービス等の情報提供	実 施	拡 充
公的機関窓口への情報支援機器等の整備	-	実 施
手話通訳者設置事業の実施	-	実 施
手話通訳者や点訳ボランティア登録者数	315 人	385 人
障害者スポーツ教室の開催	実 施	拡 充
障害者スポーツ大会への参加促進	実 施	推 進
障害者レクリエーション・インストラクターの育成	-	実 施
障害者スポーツ介助ボランティアの育成	-	実 施
障害者文化展の開催	実 施	拡 充
文化芸術サークル等の支援	実 施	推 進

#### 施策名 すべての人にやさしいまちづくり(生活環境)

項 目（事業名）	現 状	平成 23 年度
公共施設のユニバーサルデザインの推進	実 施	推 進
J R 袋井駅のユニバーサルデザインの推進	-	実 施
公園のユニバーサルデザインの推進	実 施	推 進
歩道のユニバーサルデザインの推進	実 施	推 進
案内・誘導装置の設置	実 施	推 進
障害者用駐車場の確保	実 施	拡 充
寝台・車椅子タクシー導入の支援	実 施	推 進
自主運行バスの低床化・補助ステップ等設置	1 台	3 台
住宅改造・改修費助成、改良相談	実 施	推 進
市営住宅のユニバーサルデザインの推進	-	実 施
グループホーム・ケアホームの整備支援	11 箇所	16 箇所
見守りネットワークづくりの整備	-	実 施
情報伝達体制の整備	-	実 施
レスキューナウへの登録	13 人	26 人
緊急通報システムの貸与	実 施	推 進
障害のある人の防災訓練への参加	実 施	推 進
福祉避難所への聴覚障害者用受信装置の整備	-	10 箇所

### 3 関連機関・団体との連携

本計画の円滑な推進のためには、行政内部だけでなく、市民や企業等の理解と協力、そして障害のある人自身の積極的な参加が必要です。障害のある人の地域における自立した生活を支援していくためには、関係機関・団体との連携は必要不可欠のものです。

#### 国・県との連携

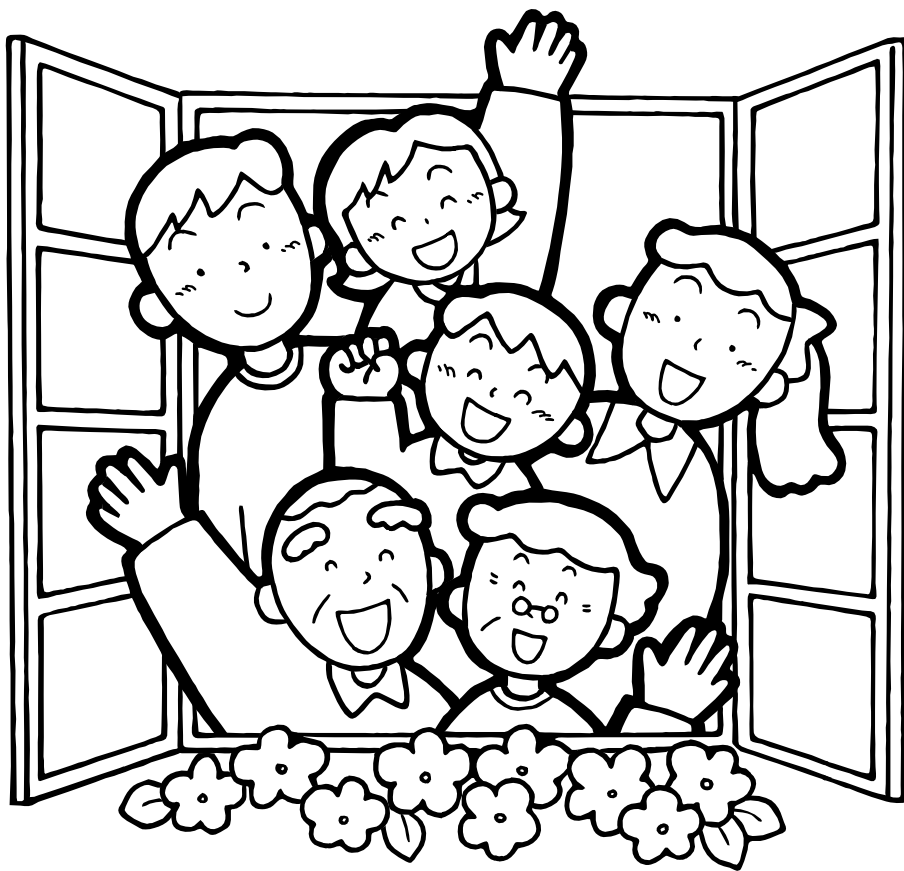
障害者施策の多くは、国や県の補助事業であり、本計画を推進するためには、国や県との連携が必要となります。

国や県と連携して本計画を推進するとともに、国や県レベルで対応する課題については積極的に提言や要望を行っていきます。

#### 当事者団体・ボランティア団体・専門機関・民間事業者等との連携

本計画を推進し、障害のある人のニーズにあった施策を展開するうえで、専門機関との協力は必要不可欠なものです。また、当事者団体、ボランティア団体、地域の民間事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会に加え、一般市民の協力は何よりも大切です。施策を進めるために、それら地域関係団体等と相互に連携を図っていきます。

障害者施策を推進するうえで、当事者が各種障害者施策へ積極的に参加することは大切です。あらゆる機会に障害のある人や家族等のニーズや意見を把握し、それを施策に反映させることに努めるとともに、当事者と行政が連携して各種障害者施策を推進していく体制づくりに努めます。



## 資料 1 袋井市障害福祉推進のための実態調査（抜粋）

## 調査結果

## 医療のことで困っていること

医療のことで困っていることについては、身体障害のある人では、「医療費の負担が大きい」、「医療機関までの交通手段が確保しにくい」、「専門的な医療機関が近くにない」、知的障害のある人では「医師とのコミュニケーションがうまくとれない」、「医療費の負担が大きい」、「歯の治療を受けるのがむずかしい」、精神障害のある人では「医療費の負担が大きい」、「専門的な治療をしてくれる医療機関が近くにない」、「交通費の負担が大変」の順で高くなっています。

## 【障害種別 困っていることや不安に思っていること（上位5位表）】

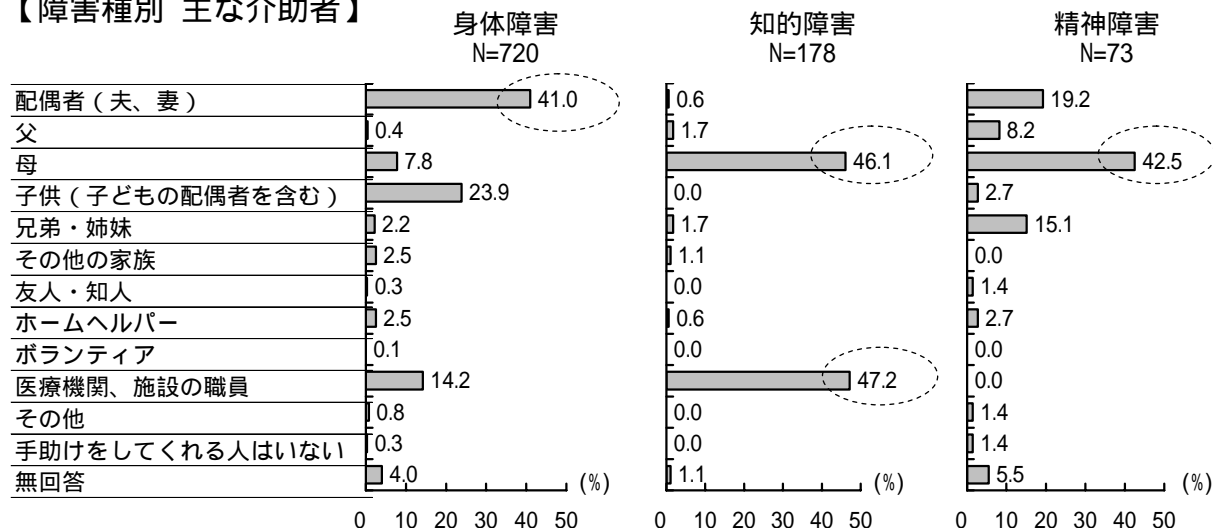
（％）

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体障害 N=1,280	医療費の負担が大きい 16.3	医療機関までの交通手段が確保しにくい 12.9	専門的な治療をしてくれる医療機関が近くにない 9.7	いくつもの医療機関に通わなければならない 7.6	歯の治療を受けるのがむずかしい 7.4
知的障害 N=209	医師とのコミュニケーションがうまくとれない 25.4	医療費の負担が大きい 14.4	歯の治療を受けるのがむずかしい 12.9	専門的な治療をしてくれる医療機関が近くにない 10.0	医療機関までの交通手段が確保しにくい 9.1
精神障害 N=94	医療費の負担が大きい 25.5	専門的な治療をしてくれる医療機関が近くにない 23.4	交通費の負担が大変 23.4	かぜや歯の治療など、主疾患以外の病気の診療を受けにくい 12.8	家族の理解がない／通院の交通手段がない 10.6

## 主な介護者

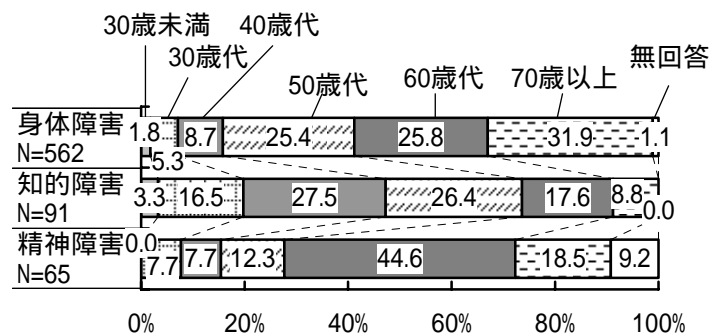
身体障害のある人では「配偶者（夫、妻）」が41％を占めており、他の障害のある人に比べて高くなっています。知的障害のある人、精神障害のある人では「母」の割合が高く、また、知的障害のある人では「医療機関、施設の職員」も47％と目立って高くなっています。

## 【障害種別 主な介助者】



【障害種別 介助者の年齢】

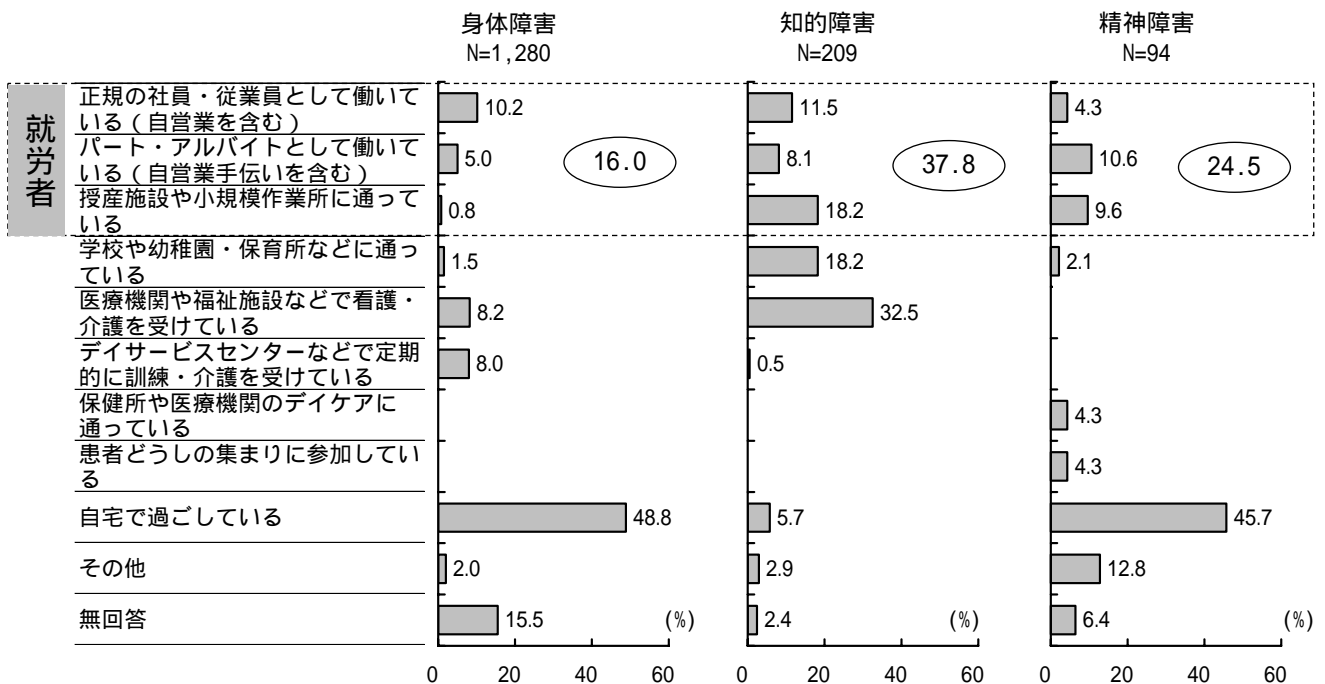
また、その介護者の年齢についてみると精神障害、身体障害のある人では「60歳代」、「70歳以上」の割合が高く、介護者の高齢化がみられます。



## ふだんの日中の過ごし方

就労（正規の社員・従業員として働いている + パート・アルバイトとして働いている + 授産施設や小規模作業所に通っている）の割合についてみると、身体障害のある人が16%、知的障害のある人が38%、精神障害のある人が25%となり、知的障害のある人の割合が最も高くなっていますが、知的障害のある人では「授産施設や小規模作業所に通っている」の割合が高くなっています。

【障害種別 ふだんの日中の過ごし方】



## 就労に関する悩み

三障害とも、就業形態にかかわらず「収入が少ない」が最も高くなっています。

## 【障害種別 就労に関する悩み 正社員等 + パート等 (上位5位表)】

(%)

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体障害 N=195	収入が少ない 30.8	通院や病気・障害のための休暇がとりにくい 8.2	自分にあった内容の仕事がない 7.7	障害がない人と比べて、仕事の内容や昇進などに差がある 7.2	仕事上の悩みを相談できる人が職場にいない 5.1
知的障害 N=41	収入が少ない 43.9	仕事上の悩みを相談できる人が職場にいない 24.4	職場でのコミュニケーションがうまくとれない 19.5	障害への理解が得にくく、人間関係がむずかしい/職場までの通勤がたいへん/障害がない人と比べて、仕事の内容や昇進などに差がある	17.1
精神障害 N=14	収入が少ない 57.1	病気であることを話せない/職場を解雇されるのではないかと心配	42.9	疲れやすく、体力に自信がない 35.7	障害への理解が得にくく、人間関係がむずかしい 21.4

## 【障害種別 就労に関する悩み 授産施設 (上位5位表)】

(%)

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体障害 N=10	収入が少ない/自分にあった内容の仕事がない 20.0		-	-	-
知的障害 N=38	収入が少ない 26.3	施設や作業所が少ない 18.4	自分にあった内容の仕事がない 10.5	1人で行けない 7.9	職場までの通勤が大変 5.3
精神障害 N=9	収入が少ない 88.9	施設や作業所が少ない/自分にあった内容の仕事がない/職場までの通勤が大変		22.2	1人で行けない 11.1

## 就労・就学していない理由

就労や就学していない理由としては身体障害のある人では「高齢のため」、知的障害のある人では「重度の障害のため」、精神障害のある人では「病状が安定しないため」がそれぞれに理由のトップにあげられました。

## 【障害種別 就労・就学していない理由 (上位5位表)】

(%)

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体障害 N=857	高齢のため 32.1	重度の障害のため 20.2	病気のため(入院を含む) 6.8	家事に専念しているため 6.5	自分の障害の状況にあった仕事がないため 6.1
知的障害 N=87	重度の障害のため 40.2	自分の障害の状況にあった仕事がないため 18.4	高齢のため 12.6	雇用してくれないため 4.6	近くに受け入れてくれる幼稚園・保育所がないため 1.1
精神障害 N=63	病状が安定しないため 19.0	自分の障害の状況にあった仕事がないため 14.3	家事に専念しているため 9.5	病院や施設で療養中のため/高齢のため	7.9

## 今後希望する日中生活の場

三障害とも「自宅で家族や親族と暮らしたい」が最も高くなっています。また、現在、入院・入所者の「自宅等」への移行希望率は2割～4割、「グループホーム等」への移行希望は1割～2割程度になっています。

### 【障害種別・現在の生活場所別 今後希望する生活場所】

【身体障害】	今後希望する生活場所								
	全 体	い ひ と り で 暮 ら し た い	自 宅 で 家 族 や 親 族 と 暮 ら し た い	人 と あ う ま い や 知 人 と 暮 ら し た い	ケ ア ホ ー ム で 暮 ら し た い	グ ル ー プ ホ ー ム で 暮 ら し た い	病 院 や 福 祉 施 設 で 暮 ら し た い	そ の 他	わ か ら な い
全 体	1,280 100.0	49 3.8	840 65.6	7 0.5	34 2.7	44 3.4	14 1.1	171 13.4	121 9.5
現在の生活場所									
自宅	1127 100.0	46 4.1	808 71.7	7 0.6	26 2.3	11 1.0	12 1.1	119 10.6	98 8.7
福祉施設	76 100.0	2 2.6	7 9.2	0 0.0	5 6.6	20 26.3	1 1.3	30 39.5	11 14.5
病院	55 100.0	0 0.0	17 30.9	0 0.0	0 0.0	12 21.8	1 1.8	18 32.7	7 12.7
グループホーム	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 75.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	25 25.0
その他	6 100.0	1 16.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 16.7	0 0.0	3 50.0	1 16.7

【知的障害】	今後希望する生活場所								
	全 体	い ひ と り で 暮 ら し た い	自 宅 で 家 族 や 親 族 と 暮 ら し た い	人 と あ う ま い や 知 人 と 暮 ら し た い	ケ ア ホ ー ム で 暮 ら し た い	グ ル ー プ ホ ー ム で 暮 ら し た い	病 院 や 福 祉 施 設 で 暮 ら し た い	そ の 他	わ か ら な い
全 体	209 100.0	13 6.2	78 37.3	2 1.0	32 15.3	32 15.3	3 1.4	36 17.2	13 6.2
現在の生活場所									
自宅	116 100.0	5 4.3	61 52.6	1 0.9	12 10.3	6 5.2	3 2.6	23 19.8	5 4.3
福祉施設	66 100.0	4 6.1	11 16.7	1 1.5	7 10.6	25 37.9	0 0.0	12 18.2	6 9.1
病院	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
グループホーム	20 100.0	3 15.0	3 15.0	0 0.0	13 65.0	0 0.0	0 0.0	1 5.0	0 0.0
その他	3 100.0	0 0.0	2 66.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3

上段：実数  
下段：%

【精神障害】	今後希望する生活場所								
	全 体	い ひ と り で 暮 ら し た い	自 宅 で 家 族 や 親 族 と 暮 ら し た い	人 と あ う ま い や 知 人 と 暮 ら し た い	ケ ア ホ ー ム で 暮 ら し た い	グ ル ー プ ホ ー ム で 暮 ら し た い	病 院 や 福 祉 施 設 で 暮 ら し た い	そ の 他	わ か ら な い
全 体	94 100.0	16 17.0	50 53.2	1 1.1	9 9.6	2 2.1	2 2.1	10 10.6	4 4.3
現在の生活場所									
自宅	81 100.0	14 17.3	47 58.0	1 1.2	6 7.4	1 1.2	1 1.2	9 11.1	2 2.5
福祉施設	5 100.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0
病院	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
グループホーム	3 100.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	2 66.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
その他	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

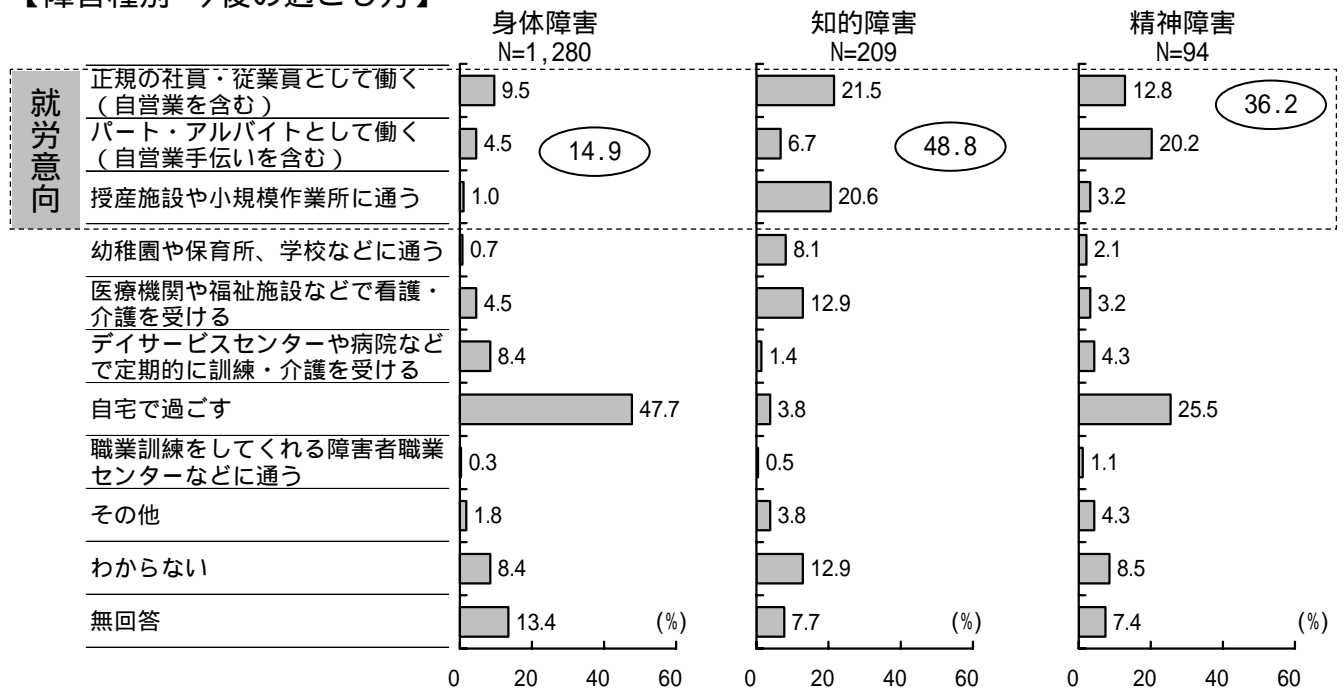
上段：実数  
下段：%

## 就労意向

就労意向を示した人は、身体障害のある人が15%、知的障害のある人が49%、精神障害のある人が36%となり、現状の就労状況と比較してみると身体障害のある人では大差はみられないものの、知的障害のある人、精神障害のある人では10ポイント程高くなっています。特に知的障害のある人では正規の社員・従業員への就労意向が約2割を占めています。



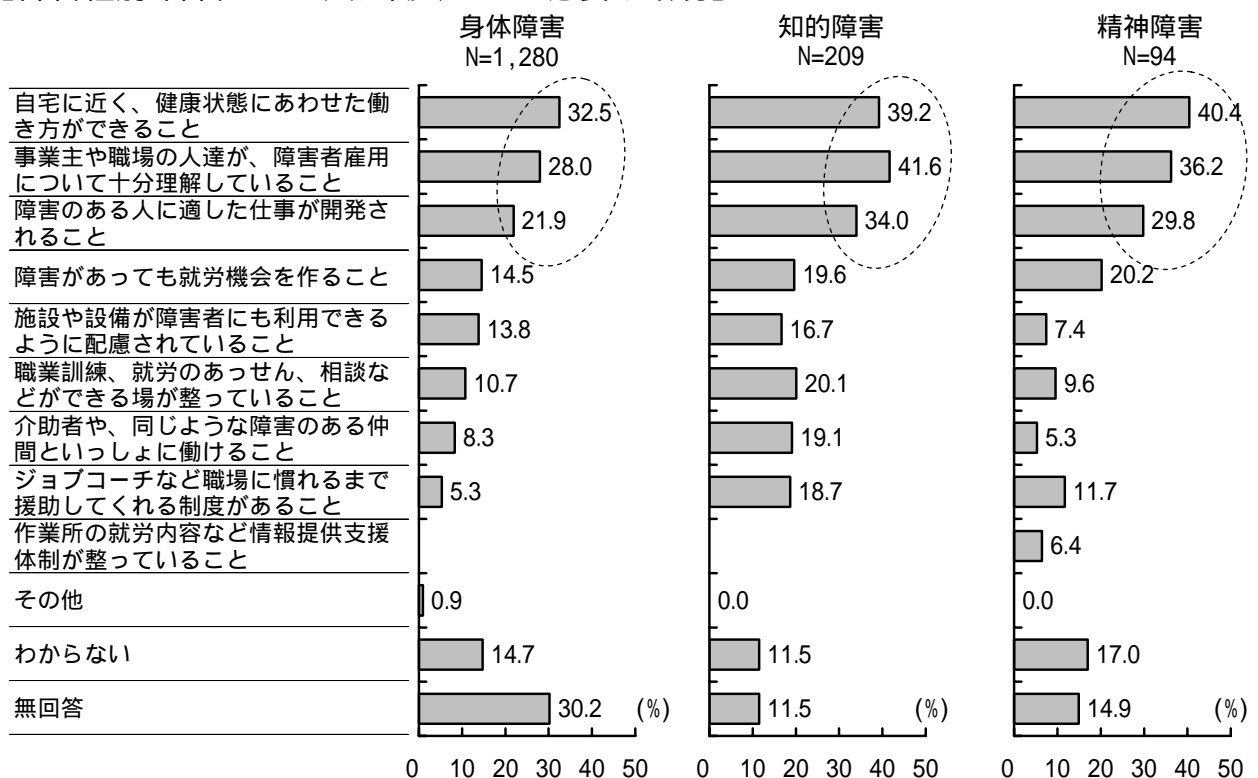
## 【障害種別 今後の過ごし方】



## 障害のある人が働くために必要な環境

障害のある人が働くために必要な環境は「自宅に近く、健康状態にあわせた働き方ができること」、「障害のある人に適した仕事が開発されること」、「事業主や職場の人達が、障害者雇用について十分理解していること」については三障害とも2割以上の回答となっています。

## 【障害種別 障害のある人が働くために必要な環境】



## 将来のことで不安なこと

将来のことで不安なことについては「高齢になったときのこと」が三障害とも3割以上とあげる人の割合が高くなっています。また、身体障害のある人では「災害や病気などで命に危険がある時、すぐに助けに来てもらえるか」、「日常の介助者がいるか」、知的障害のある人では「親がいなくなったときに生活できるか」、「働く場があるか」、精神障害のある人では「十分な収入があるか」、「将来いっしょに暮らす家族がいるか」等障害により不安事項が異なっており、それぞれの障害にあった相談支援体制の整備が必要となっています。

【障害種別 不安なこと（上位5位表）】

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体障害 N=1,280	高齢になったときのこと 32.2	災害や病気などで命に危険がある時、すぐに助けに来てもらえるか 18.8	日常の介助者がいるか 16.6	将来いっしょに暮らす家族がいるか 15.5	十分な収入があるか 15.4
知的障害 N=209	親がいなくなったときに生活できるか 51.2	高齢になったときのこと 30.1	働く場があるか 20.1	希望する施設に入所できるか 18.2	将来いっしょに暮らす家族がいるか 17.7
精神障害 N=94	高齢になったときのこと 44.7	十分な収入があるか 29.8	将来いっしょに暮らす家族がいるか 28.7	地域の中で暮らしていけるか/将来の見通しが立てられないこと 17.0	

## 情報の入手経路

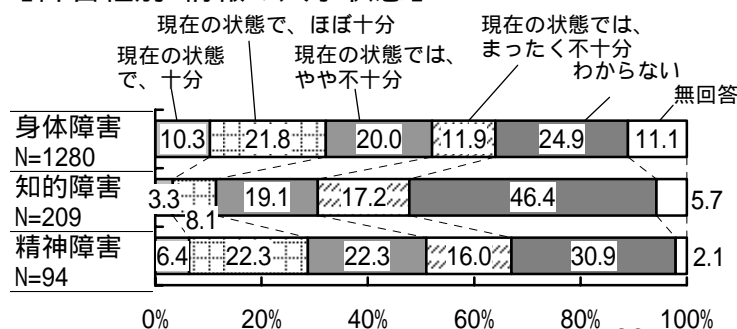
情報の入手経路としては身体障害のある人では、「新聞・雑誌」、知的障害のある人では「学校・職場・施設」、精神障害のある人では「病院・診療所・薬局など」からの入手が最も多くなっています。

【障害種別 情報の入手経路（上位5位表）】

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体障害 N=1,280	新聞・雑誌 38.5	テレビ・ラジオ 38.4	広報紙・パンフレット（県・市） 35.1	家族・友人・知人 25.6	市役所の福祉・保健の窓口 21.9
知的障害 N=209	学校・職場・施設 36.4	家族・友人・知人 25.4	テレビ・ラジオ 20.1	広報紙・パンフレット（県・市）/市役所の福祉・保健の窓口 16.3	
精神障害 N=94	病院・診療所・薬局など 34.0	テレビ・ラジオ 21.3	市役所の福祉・保健の窓口 19.1	家族・友人・知人 18.1	広報紙・パンフレット（県・市） 14.9

## 情報の入手状態

【障害種別 情報の入手状態】



情報の入手状態については、障害を問わず「不十分」だと感じている人が3割以上を占めています。特に精神障害のある人では4割近くを占めています。

## 外出の際に困ったり、不便に感じること

外出の際に困ったり、不便に感じることは、身体障害のある人では「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りがたいへんである」、「障害者用トイレが少ない」、「障害者用の駐車スペースなど障害者に配慮した設備の不十分」といったハード面のバリアフリー、知的障害のある人では「商店や銀行などでコミュニケーションがとりにくい」、精神障害のある人では「まわりの視線が気になる」、「他人との会話が難しい」をあげる人が多くなっています。

### 【障害種別 外出の際に不便に感じること（上位3位表）】

(%)

	第1位	第2位	第3位
身体障害 N=1,280	道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りがたいへんである 20.8	障害者用トイレが少ない 13.0	障害者用の駐車スペースなど障害者に配慮した設備が不十分である 12.7
知的障害 N=209	商店や銀行などでコミュニケーションがとりにくい 21.5	必要なときに、まわりの人の手助け・配慮がたりない 18.2	付き添ってくれる人がいない 12.4
精神障害 N=94	まわりの視線が気になる 31.9	他人との会話が難しい 26.6	車などに危険を感じる 21.3

## サービスの利用状況と利用意向

障害福祉サービスの利用状況については、知的障害のある人において8割が「更生施設」を利用したことがあると回答しているほかは、大半のサービスで「利用したことがある」割合は1割以下となっています。

また、サービスの利用意向については、知的障害のある人では「施設入所支援」（31.7%）、「共同生活介護」（25.0%）の利用意向が高く、身体障害のある人、精神障害のある人では1割以下のサービスが大半を占めました。

### 【障害種別 利用したことがあるサービス（上位3位表）】

(%)

	第1位	第2位	第3位
身体障害 N=603	療護施設 1.7(10人)	更生施設 1.3(8人)	ホームヘルプサービス 1.2(7人)
知的障害 N=60	更生施設 81.7(49人)	授産施設 15.0(9人)	ショートステイ 6.7(4人)
精神障害 N=46	デイサービス 6.5(3人)	ホームヘルプサービス/グループホーム	4.3(2人)

### 【障害種別 自立支援給付（国の支援）の利用したいサービス 介護給付（上位3位表）】

(%)

	第1位	第2位	第3位
身体障害 N=603	ホームヘルプサービス 6.0(36人)	施設入所支援 4.8(29人)	生活介護 2.3(14人)
知的障害 N=60	施設入所支援 31.7(19人)	共同生活介護 25.0(15人)	生活介護 6.7(4人)
精神障害 N=46	ホームヘルプサービス・ショートステイ 6.5(3人)	自立訓練（機能訓練・生活訓練） 4.3(2人)	

利用したことがあるサービスと自立支援給付（国の支援）で利用したいサービス（介護給付）においては介護保険の対象者を除いた数。

## 【障害種別 自立支援給付(国の支援)の利用したいサービス 訓練等給付(上位3位表)】

(%)

	第1位	第2位	第3位
身体障害 N=1,280	補装具 10.0(36人)	自立訓練(機能訓練・生活訓練) 4.1(52人)	自立支援医療 3.1(40人)
知的障害 N=209	共同生活援助 10.5(22人)	自立訓練(機能訓練・生活訓練)/就労移行支援 10.0(21人)	
精神障害 N=94	自立支援医療 12.8(12人)	自立訓練(機能訓練・生活訓練) 8.5(8人)	就労継続支援(A型・B型) 6.4(6人)

## 【障害種別 地域生活支援事業(市の制度)の利用したいサービス(上位3位表)】

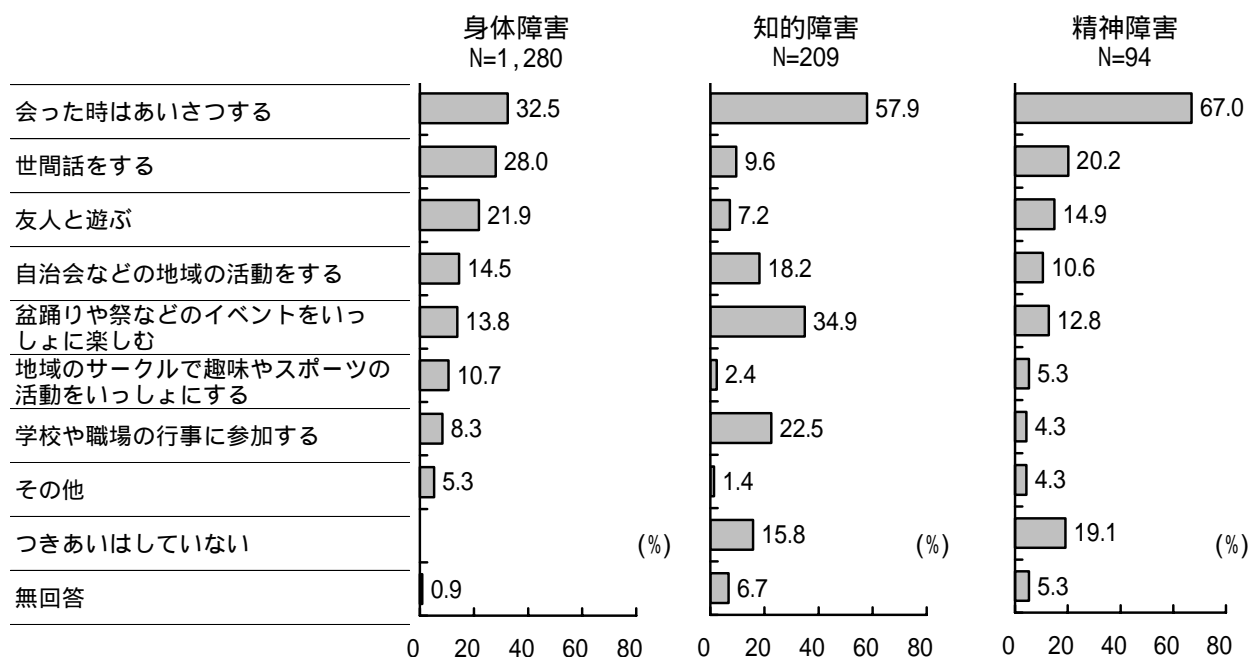
(%)

	第1位	第2位	第3位
身体障害 N=1,280	日常生活用具給付等事業 6.3(81人)	相談支援事業 5.6(72人)	訪問入浴サービス事業 3.8(48人)
知的障害 N=209	外出介護事業 13.9(29人)	日中一時支援事業 12.0(25人)	相談支援事業 11.0(23人)
精神障害 N=94	相談支援事業 13.8(13人)	地域活動支援センター事業 8.5(8人)	日常生活用具給付等事業 5.3(5人)

## 地域との付き合い

地域との付き合い方については「会った時はあいさつする」が三障害とも5～6割を占めています。また、「自治会などの地域の活動をする」、「盆踊りや祭りなどのイベントをいっしょに楽しむ」、「地域のサークルで趣味やスポーツの活動をいっしょにする」を合わせた「地域の活動をする」は身体障害のある人で47%、知的障害のある人で56%と半数の人が回答しているのに対し、精神障害のある人では29%と低くなっています。

## 【障害種別 地域との付き合い】



## 地域活動への参加の妨げ

身体障害のある人、知的障害のある人に地域活動への参加の妨げについて聞いたところ、身体障害のある人では「健康や体力に自信がない」、知的障害のある人では「いっしょに活動する友人・仲間がいない」が最も高くなっています。

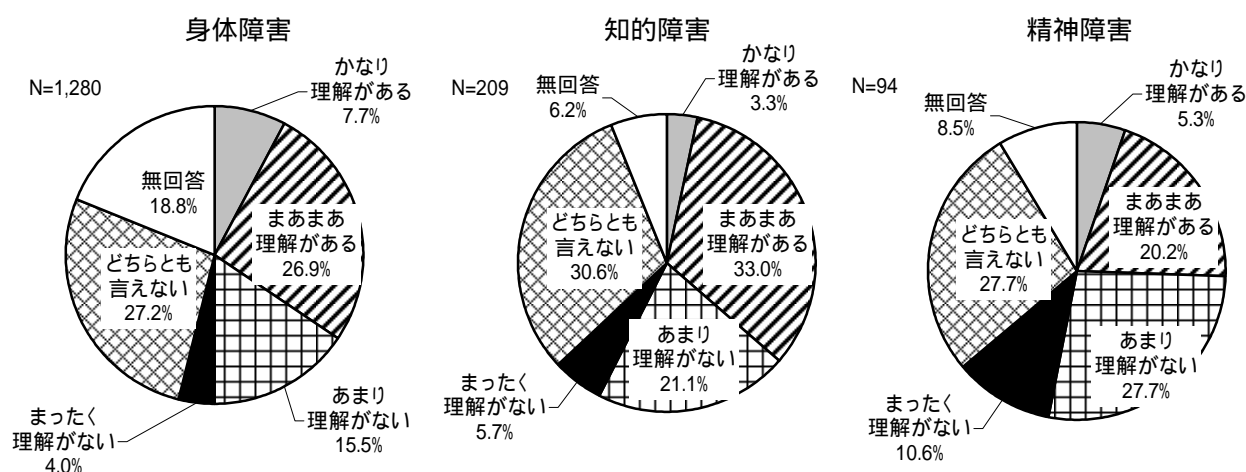
【障害種別 地域活動への参加の妨げ（上位5位表）】

	(%)				
	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体障害 N=1,280	健康や体力に自信がない 29.9	気軽に参加できる活動が少ない 11.8	いっしょに活動する友人・仲間がいない 9.7	どのような活動が行われているか知らない 8.7	障害者に対する理解がない（偏見がある） 8.0
知的障害 N=209	いっしょに活動する友人・仲間がいない 25.8	気軽に参加できる活動が少ない 24.9	障害者に対する理解がない（偏見がある） 21.1	どのような活動が行われているか知らない 20.6	参加したくなるようなものがない 15.3

## 障害のある人に対する理解

障害のある人に対する住民の理解については「かなり理解がある」+「まあまあ理解がある」を合わせた“理解がある”は身体障害のある人で35%、知的障害のある人で36%、精神障害のある人で26%となっています。一方、「あまり理解がない」+「まったく理解がない」を合わせた“理解がない”は身体障害のある人で20%、知的障害のある人で27%、精神障害のある人で38%となり、精神障害のある人では他の障害のある人に比べて理解が不十分だと感じている人の割合が高くなっています。

【障害種別 障害のある人に対する理解度】



## 災害の避難状況

災害時に「ひとりで避難できない」割合は身体障害のある人で48%、知的障害のある人で72%、精神障害のある人で36%となっており、「日中一人であることが多い」割合は身体障害のある人で26%、知的障害のある人8%、精神障害のある人で27%となっています。また、「日中一人であることが多い」かつ「災害時にひとりで避難できない」割合は身体障害のある人で52%、知的障害のある人で59%、精神障害のある人で36%となっています。

### 【障害種別・日中の状況別 災害時の避難状況】

		災害時の避難						災害時の避難						災害時の避難			
		全	ひとり	き	介			全	ひとり	き	介			全	ひとり	き	介
【身体障害】	全体	1,280	534	471	148	【知的障害】	全体	209	49	141	9	【精神障害】	全体	94	55	28	6
	日中の状況	100.0	41.7	36.8	11.6		100.0	23.4	67.5	4.3	100.0		58.5	29.8	6.4		
日中の状況	一人であることが多い	337	153	141	33	日中の状況	一人であることが多い	17	6	9	1	日中の状況	一人であることが多い	25	16	8	1
	時々一人であることがある	309	134	130	42		100.0	35.3	52.9	5.9	100.0		64.0	32.0	4.0		
	家族などいつも誰かがいる	100.0	43.4	42.1	13.6		100.0	32	9	20	2		100.0	31	22	7	2
	その他	449	216	177	48		100.0	28.1	62.5	6.3	100.0		71.0	22.6	6.5		
	その他	100.0	48.1	39.4	10.7		100.0	109	28	75	6		100.0	25	13	10	2
	54	20	15	18	100.0	25.7	68.8	5.5	100.0	52.0	40.0	8.0					
	100.0	37.0	27.8	33.3	100.0	37	4	33	0	100.0	5	2	3	0			
	100.0	10.8	89.2	0.0	100.0	40.0	60.0	0.0	100.0	40.0	60.0	0.0					

上段：実数  
下段：%

## 災害時に困ること

災害時に困ることは身体障害のある人、精神障害のある人では「避難所で障害にあった対応をしてくれるか心配である」、知的障害のある人では「どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない」が最も高くなっています。

### 【障害種別 災害時に困ること（上位5位表）】

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体障害 N=1,280	避難所で障害にあった対応をしてくれるか心配である 29.7	安全なところまで、すぐに避難することができない 27.1	必要な薬が手に入らない、治療を受けられない 16.4	どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない 15.1	被害状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない 10.9
知的障害 N=209	どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない 42.6	避難所で障害にあった対応をしてくれるか心配である 37.8	まわりの人とのコミュニケーションがとれない 34.9	安全なところまで、すぐに避難することができない 30.6	被害状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない 28.7
精神障害 N=94	避難所で障害にあった対応をしてくれるか心配である 44.7	必要な薬が手に入らない、治療を受けられない 38.3	避難所のように人が多くいるところは苦手である 36.2	まわりの人とのコミュニケーションがとれない 28.7	被害状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない 27.7

## 今後充実してほしい情報

今後充実してほしい情報としては、障害を問わず「福祉サービスの具体的内容や利用方法等に関する情報」、「困った時に相談ができる機関・場所についての情報」について充実してほしい人が多くなっています。

### 【障害種別 今後充実してほしい情報（上位5位表）】

(%)

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体障害 N=1,280	福祉サービスの具体的内容や利用方法等に関する情報 43.0	困った時に相談ができる機関・場所についての情報 38.4	緊急対応についての情報 17.7	災害時の避難情報 17.4	社会情勢や福祉制度の変化に関する情報 17.2
知的障害 N=209	困った時に相談ができる機関・場所についての情報 40.7	福祉サービスの具体的内容や利用方法等に関する情報 33.0	施設・機関が行っている福祉サービスの質に関する情報 20.1	社会情勢や福祉制度の変化に関する情報 19.6	職場の選び方、就職に関する情報 16.3
精神障害 N=94	困った時に相談ができる機関・場所についての情報 52.1	精神保健や福祉サービスの具体的内容や利用方法等に関する情報 40.4	施設が行っている精神保健、医療、福祉サービスの質に関する情報 24.5	社会情勢や福祉制度の変化に関する情報／職場の選び方、就職に関する情報 20.2	

## 暮らしやすくなるための要望

暮らしやすくなるための要望としては、身体障害のある人では「年金などの経済的な援助を増やしてほしい」、知的障害のある人、精神障害のある人では「障害のある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」が最も高くなっています。また、障害の種別で、暮らしやすくなるための要望項目が異なります。

### 【障害種別 暮らしやすくなるための要望（上位5位表）】

(%)

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体障害 N=1,280	年金などの経済的な援助を増やしてほしい 32.3	障害のある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい 16.9	いつでも何でも相談できる窓口を用意してほしい 15.5	バスや電車、公共料金、入場料などの割引制度を増やしてほしい 13.1	外出しやすい環境や交通機関の利便を図ってほしい／一人ひとりの障害に合った療育を受けられるようにしてほしい 13.0
知的障害 N=209	障害のある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい 32.5	一人ひとりの障害に合った療育を受けられるようにしてほしい 30.1	年金などの経済的な援助を増やしてほしい 21.1	働く所が少ないので、働く所を増やしてほしい／財産を管理し、必要な世話をしてくれる組織を設置してほしい 20.6	
精神障害 N=94	まわりの人の理解を深めてほしい 31.9	具合が悪くなったらすぐ対応してくれる医療機関がほしい 30.9	医療面での経済的な援助を増やしてほしい／バスや電車、公共料金、入場料などの割引制度を増やしてほしい 25.5	いつでも何でも相談できる窓口を用意してほしい 20.2	

## 資料 2 袋井市障害者計画・障害福祉計画策定経過

年月日	会議名等	会議内容
平成 18 年 2 月 14 日	第 1 回 推進協議会	協議会の主旨 策定主旨 プラン状況 現況報告
9 月 21 日 ~ 9 月 28 日	事業者ヒアリング	意見交換 4 事業所
10 月 2 日 ~ 10 月 25 日	障害福祉推進のための実態調査	調査対象者 身体障害:2,100 人 知的障害:397 人 精神障害:152 人
11 月 14 日	第 2 回 推進協議会	障害者自立支援法施行に伴う袋井市の現状について 第 1 期障害福祉計画（案）について 袋井市における地域生活支援事業の実施について 障害福祉推進のための実態調査結果について 市内の福祉団体・事業者との意見交換の結果について
平成 19 年 1 月 31 日	第 3 回 推進協議会	障害者計画・障害福祉計画（素案）の検討
平成 19 年 2 月 28 日	第 4 回 推進協議会	障害者計画・障害福祉計画（案）の確認



## 資料3 袋井市障害者計画推進協議会委員名簿

	氏名	所属区分	備考
1	村松 正巳	袋井市自治会連合会（袋井北四町連合会長）	地域住民組織
2	大場 忠男	袋井市社会福祉協議会長	福祉関係団体
3	小杉 武	袋井市民生委員児童委員協議会障害者福祉部会長	
4	白畑 龍一	袋井市身体障害者福祉会長	
5	名倉 秀幸	袋井市身体障害者福祉会視覚障害者部会長	
6	鈴木 通浩	袋井市身体障害者福祉会聴覚障害者部会長	
7	増本 旭	NPO法人視覚障害者サポートネット理事長	
8	増田 慎一	袋井市手をつなぐ育成会長	
9	鈴木 直子	NPO法人すずらの会理事長	
10	太田 悟	中東遠障害児（者）地域療育等支援センター	
11	傳田 正史	磐周医師会袋井支部（でんだ整形外科医院）	
12	岡本 和之	静岡県立袋井養護学校	教育関係
13	原田 清司	静岡県建築士会中遠支部長	市長が必要と認める者
14	八谷 重之	社会福祉法人明和会常務理事	
15	齊藤百合子	市民一般公募	市民の代表
16	金原 則子	市民一般公募	
17	金尾 俊秀	市民一般公募	
18	青島 進	市民一般公募	
19	杉山シゲヨ	市民一般公募	
20	海野 雪江	市民一般公募	

## 資料4 袋井市障害者計画推進協議会要綱

### （設置）

第1条 袋井市は、障害者計画（以下「計画」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、袋井市障害者計画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### （所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）計画の策定に関すること。
- （2）計画の推進及び進行管理に関すること。
- （3）その他計画の推進に必要と認めること。

### （組織）

第3条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）地域住民組織の代表者
- （2）福祉関係団体の代表者
- （3）保健・医療に関係する者
- （4）教育に関係する者
- （5）その他市長が必要と認める者

### （委員の任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

### （会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第 6 条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、会長が未決定の場合は、市長がこれを招集することができる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

( 庶務 )

第 7 条 協議会の庶務は、健康福祉部しあわせ推進課において処理する。

( その他 )

第 8 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

## 資料5 用語解説

### あ行

#### IT（情報通信技術）

Information Technology の略。コンピューターやデータ通信等に関する技術をまとめた呼び方。

#### NPO（NPO = Non Profit Organization）

民間非営利団体と訳される。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指し、行政や企業とともにこれからの社会を支えるものとして期待されている。

#### エンパワメント

人が社会生活のうえで抱える課題や問題を主体的に解決する力や生活の意欲を高めようとする力を増強若しくは回復させること。

### か行

#### 介護保険制度

加齢に伴って生ずる心身の変化により、介護を必要とする状態になった人について、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、国民の共同連帯の理念に基づいて、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う制度。

#### ガイドヘルパー

視覚障害のある人及び脳性麻痺者等全身性障害のある人等の移動を支援する人。

#### ガイドチャイム

特殊な音の信号により、公共施設の入口等の位置情報を提供する装置。

#### 学習障害（LD = Learning Disabilities）

基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する等の能力のうち特定の能力の習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指す。

## ケアマネジメント

本人の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労等の幅広いニーズと、さまざまな地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。

## ケアマネージャー

援助のすべての過程において、利用者と社会資源の結び付けや関係機関・施設との連携等、生活困難な利用者が必要とする保険・医療・福祉サービスの調整を図る（ケアマネジメント）役割をもつ援助者のこと。

## 高機能自閉症

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ 言葉の発達の遅れ 興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

## 広汎性発達障害（PDD = pervasive developmental disorder）

社会性や意思疎通の発達異常、興味・関心の範囲が狭い、反復行動、想像力の未発達等の特徴を持った障害のことを指す。

「自閉症」、「アスペルガー症候群」、「レット症候群」、「小児期崩壊性障害」、「その他の自閉症」という5つ障害の総称。

## 国連・障害者の十年

国際障害者年の基本理念である「完全参加と平等」を実現するため、昭和57年（1982年）に国連が決議採択したもので昭和58年（1983年）から平成4年（1992年）までの10年を「国連・障害者の十年」として設定し、各国が、障害のある人の福祉、自立援助、教育等の諸施策を計画的に充実していくよう要請した。

## さ行

### サービス利用計画

いろいろなサービスを必要とする人、長期にわたる入所（入院）生活のために退所（退院）後の生活に不安がある人、家族やまわりの人からの支援が得られずに孤立している人等を対象に、計画的なプログラムに基づいて作成する、自立支援サービスの利用計画。計画の作成は、指定相談支援事業者に依頼するか、利用者自身で行うこともできる。

## 災害時要援護者

災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人。

## 作業療法士（OT = Occupational Therapist）

心身に障害がある人に対し、主に手先を使う作業療法（手芸、工作、治療的ゲーム等）を用いて、応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図る訓練等を行う専門職。医療機関や福祉施設等で働いている。

## 三障害

身体障害、知的障害、精神障害の総称。

## 三障害の制度の統一化

障害福祉サービスに関し、従来、身体障害、知的障害、精神障害と障害ごとに分かれていた制度を統一化することにより、立ち遅れている精神障害のある人等に対するサービスの充実を図り、地域間におけるサービス格差の解消を図る。障害福祉計画の基本理念の一つ。

## 支援費制度

これまでの「措置制度」（県や市町村が、サービスの内容・サービスを行う事業者や施設を決定していた）に代わって、平成 15 年（2003 年）4 月開始の新しい障害福祉サービス制度。障害のある人自身が、希望するサービス及びそれを提供する事業者や施設を選択し、契約を結んだうえでサービスを利用する。

## 自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別・程度を問わず障害のある人が自ら居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害のある人の自立と社会参加の実現を図っていくこと。

## 自閉症

対人関係を上手にとる、自分の気持ちを適切に伝える、相手に共感すること等が苦手で、同一性を保持しようとする、興味の限定等の症状がある発達障害の一種と考えられている。

## 自閉症スペクトラム障害

理解力（認知）の発達に関して、独特の偏りと多くは遅れもみせる発達障害の 1 つ。情緒障害ではない。

## 社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の1つ。誰もが安心して楽しく暮らせる「人にやさしい福祉のまちづくり」を進めるために、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながらともに考え実行していく民間の社会福祉団体。民間組織としての「自主性」と広く住民の人達や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を合わせもっている。主な活動としては、在宅福祉サービスの実施、高齢者・障害者・児童福祉活動、生活福祉資金の貸付け等がある。社会福祉協議会を略して“社協”という。

## 社会福祉事業法

社会福祉事業の全分野における共通的事項を定め、他の社会福祉を目的とする法律と相まって、社会福祉事業が公明かつ適正に行われることを確保し、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年（2000年）6月施行。一部条項を除く。）により一部改正され、名称も「社会福祉法」に改められた。

## 社会福祉法

社会福祉及びその事業に関して運営管理の根本原則を定めた基本法で、平成12年（2000年）に社会福祉事業法が一部改正され、「社会福祉法」と名称が変更された。社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項が定められており、社会福祉事業の種類、運営主体、運営費の分担等について明記されている。

## 授産施設（入所・通所）

雇用されることが困難な障害のある人が入所または通所して、必要な訓練や職業の提供を受け、自活できるようにする施設。

## 手話通訳者

身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う人。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として、手話通訳士（厚生労働省認定資格）がいる。

## 障害

障害福祉における「障害」とは、狭義には、人間の心身の機能・構造の低下・異常・喪失を示すものであり、手足のまひ・欠損、目が見えないこと等、医学的・生物的な「障害」をいう。広義には、こうした狭義の「障害」のある人が就職できない、地域で暮らせない等の生活のレベルでの困難に着目し、狭義の「障害」に伴い日常生活・社会生活を営むのに支障をきたしている状況も含めた全体像について、「障害」としてとらえるようになってきている。

## 障害者基本法

障害のある人のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障害のある人のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。「心身障害者対策基本法」を改正したもので、平成5年(1993年)施行。平成16年(2004年)に改正が行われ、障害のある人への差別、権利利益侵害の禁止等が明記された。

## 障害者自立支援法

障害のある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療費等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めるとともに、精神保健福祉等の関係法律について所要の改正を行う。

### \* 障害者自立支援法のねらい

1. 障害のある人の福祉サービスを「一元化」
2. 障害のある人がもっと「働ける社会」に
3. 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」
4. 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」
5. 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化
  - (1) 利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」
  - (2) 国の「財政責任の明確化」

## 障害者対策に関する新長期計画

平成5年度(1993年)からおよそ10年間にわたる国の施策の基本的方向を示すもので、障害のある人の主体性、自立の確立 すべての人参加によるすべての人のための平等な社会づくり 障害の重度化・重複化及び障害のある人の高齢化への対応 施策の連携 「アジア太平洋障害者の十年」への対応を基本的な考え方としている。



## ジョブコーチ

障害のある人が職場の習慣や人間関係に適応し働いていくため、作業工程の工夫、作業指導の方法等を助言するとともに、通勤時、就労時等のサポートをする。

## 自立支援給付

障害の種類に関わらず、障害のある人の自立支援を目的に、全国一律で共通に提供するサービス。

## 自立した生活

さまざまな面で他人に依存しなければならない重度の障害のある人が、自己決定に基づいて、地域社会の中で各種の福祉サービスや制度を活用しながら、主体的な生活を営むこと。

## 心身障害者対策基本法

心身障害者対策に関する国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、心身障害の発生の予防に関する施策及び医療、訓練、保護、教育、雇用の促進、年金の支給等の心身障害のある人の福祉に関する施策の基本となる事項を定め、もって心身障害者対策の総合的推進を図ることを目的とする。昭和45年(1970年)に策定された。この法律において「心身障害者」の定義がなされた。平成5年度(1993年)に改正され、「障害者基本法」となった。

## 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる人であることを確認する証票。対象となる障害は、視覚障害 聴覚または平衡機能の障害 音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障害 肢体不自由 内部機能障害(心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸または小腸の機能障害)で、障害の程度により1級から6級の等級が記載される。

## 身体障害者療護施設

常時介護を必要とする重度の身体障害のある人が入所して、医学的管理のもとに必要な介護を受ける施設。

## スーパーバイザー

現任教育・研修の際の熟練した指導者のこと。社会福祉施設や社会福祉機関においてケースを持っている援助者に対してケースの援助のあり方等をより具体的に指導していく人をいう。

## 生活習慣病

がん、脳血管障害、心臓疾患、高血圧症、糖尿病等、食習慣、運動習慣、休養・喫煙・飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に關与する疾患群。平成9年（1997年）に厚生省（当時）によって提唱された。従来「成人病」という一連の疾患群を示す言葉に代わる名称。

## 精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて交付される手帳で、一定の精神障害の状態にあることを証する。精神障害のある人の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた人に対して各種の支援策が講じられる。

## 精神保健福祉法

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の略称。精神保健と精神障害者福祉について規定した法律。精神障害のある人の医療及び保護を行い、その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害のある人の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

## 成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等）の財産や権利を保護するための制度。

## 摂食障害

食行動の異常を主な症状とする疾患で拒食症・過食症をメインとし、さまざまな病態が存在する。

## 相談支援事業者（指定相談支援事業者）

相談支援専門員研修を受講したものであって、市町村が相談支援事業を委託した場合、サービス利用者に対し、相談、情報提供や助言を行い、支給決定における申請を支援し、サービス利用計画の策定を行う。

## 措置制度

障害福祉サービスについて、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する制度。

## た行

### 地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

### 地域生活支援事業

市町村が地域の実情に合わせて、自立支援給付以外で障害のある人の地域における生活を支えるさまざまなサービス。

### 地域福祉計画

市町村地域福祉計画は、地域福祉を推進する主体である住民等の参加を得て、地域の生活課題を発見し、行政と住民等の協働により解決することを目指している。

県地域福祉支援計画は、市町村地域福祉計画の達成に資するため、各市町村を通じる広域的な見地からのものとなっている。

### 地域福祉権利擁護事業

認知症、知的障害、精神障害等があるために判断能力が不十分な人に対して、自立した地域生活が送れるよう生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等を行う事業で、社会福祉協議会が主体となって実施する。

### 注意欠陥・多動性障害 (ADHD = Attention Deficit / Hyperactive Disorder)

衝動性や注意力をコントロールすることについて、脳機能の障害があるとされている。勉強や仕事等に細かい注意を払うことが苦手で、注意の持続が難しい、順番を待つことやじっと座っていることが苦手、といった特徴がみられる。

### 通級指導教室

小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童・生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導（言語訓練、聴能力訓練等）を特別の指導の場で行う教育形態。

### 通所授産施設

一般就労が困難な障害のある人が通所し、必要な訓練を行うとともに、福祉的就労の場として、自立に必要な支援等を受ける施設のこと。身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人の各授産施設がある。

## 特別支援学校

平成 19 年 4 月より、盲学校、聾学校、養護学校は、すべて障害の種類を越えて、特別支援学校という呼称に統一される。例えば、視覚に障害がある人を主として教育する特別支援学校というようになるとともに、地域の小・中学校等の相談、支援等、地域の特別支援教育の中心的な役割を果たすこととなった。

## 特別支援教育

学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向け、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。従来の障害の程度等に応じて、特別の場で指導を行う「特殊教育」からの転換が図られている。

## な行

### 内部障害

人体の内部の器官に障害があり、心臓機能障害、呼吸器機能障害、腎臓機能障害、膀胱直腸機能障害、小腸機能障害がある。

### 難病

国の「難病対策要綱」によると、原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護等に人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病、と定義されている。

### ニーズ

（障害当事者が）必要としていること、要望・要求。

### 日常生活用具

重度の障害のある人（子ども）や難病患者の日常生活を容易にするための用具。視覚障害のある人用のタイプライター・電磁調理器・点字図書や難聴障害のある人用ファックス・文字放送デコーダー、肢体が自由な人及び難病患者用ベッド・入浴補助用具・スロープ等がある。

### 日常生活用具の給付

在宅の重度の障害のある人に対し、浴槽等を給付することによって障害のある人の日常生活を容易なものとし、介護者の負担の軽減を図る制度。

## ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。

## は行

### 発達障害

平成 17 年（2005 年）4 月施行の発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとしている。

### パラリンピック

国際パラリンピック委員会が主催する身体障害のある人を対象とした世界最高峰のスポーツ競技大会。オリンピックと同じ年に同じ場所で開催される。

### バリアフリー

「障害のある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア Barrier）となるものを除去（フリー Free）する」という意味で、建物や道路等の段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

### ピアサポート

地域社会における、サービス利用者同士による援助関係。患者団体や障害のある人の当事者団体等によって、患者や障害のある人自身が、同様の疾病や障害を持つ人に対し、相談にのったり、サービス提供に関わったりすること。

### ひきこもり

さまざまな要因によって社会的な参加の場面が狭まり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことを指す。（単一の疾患や障害の概念ではない。）

### ファックス 110 番・メール 110 番

電話による 110 番通報にかわり、ファックス利用及び携帯電話のメール利用による緊急通報。

## 福祉教育実践校

児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高めるため、県社会福祉協議会の指定を受け、施設体験学習、学校行事への高齢者の招待等の福祉教育を実践する小・中・高等学校。

## 福祉的就労

一般企業等での就労が困難な障害のある人が、各種授産施設等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

## ホームヘルパー(居宅介護従業者)

障害のある人の家庭等におもむき、入浴等の介護、家事援助等の日常生活を営むのに必要なサービスを提供する人。

## 放課後児童クラブ

昼間、保護者がいない家庭の小学校低学年児童等に対し、児童館等の児童厚生施設や学校余裕教室、公民館、保育所等の身近な社会資源を利用して、適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図るための事業。

## 法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、割合に相当する数以上の身体障害のある人または知的障害のある人を雇用しなければならないこととされている。重度身体障害のある人または重度知的障害のある人については、それぞれ1人の雇用をもって、2人の身体障害のある人または知的障害のある人を雇用しているものとみなされる。また短期間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害のある人または重度知的障害のある人については、それぞれ1人の身体障害のある人または知的障害のある人を雇用しているものとみなされる。

民間企業 ・一般民間企業(常用労働者56人以上規模の企業)・・・1.8%

・特殊法人(常用労働者数48人以上規模の法人)・・・2.1%

国・地方公共団体(職員数48人以上の機関)・・・2.1%

ただし、都道府県等の教育委員会(職員数48人以上の機関)・・・2.0%

## 補装具

身体障害のある人(子ども)の失われた部位や障害のある部分を補って、日常生活を容易にするための用具。視覚障害のある人用の白杖・義眼・点字器、聴覚障害のある人用の補聴器、音声・言語機能障害のある人用の人工咽頭、肢体が不自由な人用の車椅子・義手・義足等がある。

## ボランティア

社会福祉において、個人の意思により無償で労力提供等を行うこと。ボランティアの4原則「自主性」、「社会性」、「無償性」、「継続性」。ただし、有償の場合もある。

## ま行

### 民生委員・児童委員

民生委員は民生委員法(昭和23年法律第198号)によってその設置が定められ、また、児童福祉法(昭和22年法律第164号)によって同時に児童委員を兼ねることになっている。各市町村に置かれる民間奉仕者。担当地区内の生活に困っている人や、障害のある人、高齢者、児童等の相談に応じ、適切な助言、指導を行う。

## や行

### ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力、言語等、人々が持つさまざまな特性や違いを認め合い、最初からできるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建築、施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。

### 養護学級

心身に障害のある児童・生徒のために、小学校、中学校、高等学校に特別に編成されている学級で、その障害に応じた教育を行う。

### 要約筆記

聴覚に障害がある人に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。話すスピードは書くよりも数倍早く、すべてを書くことは不可能なため、話の内容を要約して伝えるもの。

### 要約筆記者

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚に障害がある人のために要約筆記を行う人。

## ら行

### 理学療法士（PT = Physical Therapist）

身体に障害がある人に対して、医師指示のもと、主として基本的動作能力の回復を図るため治療体操その他の運動を行わせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える機能回復訓練を行う専門職。医療機関やリハビリ施設、福祉施設等で働いている。

### リハビリテーション

障害のある人等に対し機能訓練と社会生活への復帰を目指して行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的等の諸領域に分けられる。障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、ライフステージのすべての段階においての全人間的な復権に寄与し、障害のある人の自立と社会参加を目指すものとして、障害者福祉の基本的理念となっている。

### 療育

心身に障害のある児童に対し、早期に適切な治療等を行い、障害の治癒や軽減を図りながら育成することをいう。

### 療育手帳

知的障害のある人に対し、都道府県知事（政令指定都市にあってはその市長）が発行する障害者手帳のこと。18歳未満では、児童相談所が、18歳以上では、知的障害者更生相談所において「知的障害」と判定される。

### レスキューナウ

静岡県では災害情報配信会社の(株)レスキューナウ・ドット・ネットと協定を結んでおり、災害情報は、県や市町が(株)レスキューナウ・ドット・ネットに情報を提供することで、(株)レスキューナウ・ドット・ネットから、登録された人に災害情報が配信されるサービス。



袋井市  
第1次障害者計画・第1期障害福祉計画

発行年月 平成19年3月

発行 袋井市 健康福祉部 しあわせ推進課

〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1

TEL 0538-44-3114 FAX 0538-43-6285

